

日間賀島集約・複合化施設
配置計画策定業務委託報告書

令和8年3月

南知多町

目次

第1章	はじめに	
	(1) 計画策定の背景	1-1
	(2) 本計画の目的	1-1
第2章	対象敷地の現況調査と課題整理	
	(1) 既存施設の概要	2-1
	(2) 計画地の現況整理	2-16
	(3) 計画上の課題	2-18
第3章	法的条件の整理及び関係機関協議	
	(1) 上位計画・関連計画の整理	3-1
	(2) 法的条件の整理	3-3
	(3) 関係機関協議事項の整理	3-10
第4章	日間賀保育所の整備方針	
	(1) 新しい日間賀保育所のあるべき姿・担うべき役割	4-1
	(2) 日間賀保育所の施設整備の考え方	4-3
	(3) 諸室の構成イメージ	4-4
第5章	施設規模及び配置計画の検討	
	(1) 新しい日間賀保育所の想定人数	5-1
	(2) 施設規模の算定	5-2
	(3) 配置計画の検討	5-3
第6章	日間賀保育所の建築計画の検討	
	(1) 建築計画の基本方針	6-1
	(2) 平面ゾーニング図の検討	6-5
	(3) 構造計画及び設備計画の検討	6-8
第7章	概算工事費及び事業スケジュールの算定	
	(1) 概算工事費の算出	7-1
	(2) 事業スケジュールの策定	7-1
第8章	今後の課題事項	
	(1) 基本設計・実施設計段階における課題	8-1
	(2) 施工段階における課題	8-1
	(3) 運営準備・維持管理段階における課題	8-1

第1章 はじめに

(1) 計画策定の背景

南知多町の公共施設の多くは、高度経済成長期に建設されており、今後一斉に更新時期を迎える一方、人口減少や少子高齢化の進行に伴う財源の減少により、既存の公共施設を現状のまま維持・更新し続けることは、非常に困難な状況にある。

このような課題を踏まえ、将来にわたって持続可能な公共施設のあり方を目指し、南知多町では、2024年3月に南知多町公共施設再配置計画を策定した。

同計画では、2024年度から2053年度までの30年間の計画期間とし、公共施設の現状と課題を整理したうえで、本当に必要な機能を見極めた持続可能な公共サービスの提供、「あたらしい地域の拠点」をつくり新たな価値の創出などを基本方針としている。

また、これらの基本方針を踏まえ、施設の再配置プラン及び整備に向けたロードマップを示している。

本計画は、再配置計画において示された再配置プラン及びロードマップに基づき、個別施設の整備を具体化する段階として策定するものである。

(2) 本計画の目的

本計画は、日間賀島地区において段階的に進められる公共施設整備の一環として、「日間賀保育所」の先行整備に向け、予定敷地の現況や法令上の諸条件を整理するとともに、将来建設が予定されている集約・複合化施設を見据えた施設規模及び配置の考え方を明らかにすることを目的とする。

あわせて、これらの検討結果を踏まえ、日間賀保育所の建築計画、概算工事費及び整備スケジュールを整理し、今後の設計及び事業化検討に資する基本計画を策定するものとする。

第2章 対象敷地の現況調査と課題整理

(1) 既存施設の概要

①既存施設の諸元

名称	日間賀小学校、旧日間賀中学校、日間賀保育所	
所在地	(日間賀小学校) 〒470-3504 愛知県知多郡南知多町日間賀島字永峯 11 (旧日間賀中学校) 〒470-3504 愛知県知多郡南知多町日間賀島字永峯 20-1 (日間賀保育所) 〒470-3504 愛知県知多郡南知多町大字日間賀島字三ツ林 7-7	
敷地面積	(日間賀小学校) 5,720 m ² ※学校施設台帳参照 (旧日間賀中学校) 4,950 m ² ※図上計測 (日間賀保育所) 1,652 m ² ※南知多町ホームページ参照	
延床面積	(日間賀小学校) 3,406.8 m ² ※南知多町公共施設再配置計画 参照 (旧日間賀中学校) 3,119.8 m ² ※南知多町公共施設再配置計画 参照 (日間賀保育所) 580.3 m ² ※南知多町公共施設再配置計画 参照	
児童生徒数 ／学級数	(日間賀小学校) 88人 (令和6年度) ／各1学級＋特別支援3学級＝9学級 (旧日間賀中学校) 47人 (令和4年度) (日間賀保育所) 30人定員	
構造	(日間賀小学校) RC造 (旧日間賀中学校) RC造 (日間賀保育所) 木造アスファルトシングル葺平屋建	
建築年	(日間賀小学校) 1970 (昭和45)年 (旧日間賀中学校) 1961 (昭和36)年 (日間賀保育所) 1973 (昭和48)年	
都市計画区域	都市計画区域外	
区域区分	なし	
地域地区	用途地域	指定なし
	容積率	指定なし
	建蔽率	指定なし
	高さ制限	
	防火地域・準防火地域	指定なし
絶対高さ	※都市計画区域外かつ準都市計画区域外のため、適用されない	
道路斜線		
隣地斜線		
北側斜線		
日影		
道路幅員 (日間賀小中)	南側道路：(路線番号) 0004 (路線名称) 町道東西線 (道路種別) 1級、幅員 3.75～5.05m	

学校周辺)	北側道路：(路線番号) 8061 (路線名称) 町道 8061 号線 (道路種別) その他、幅員 2.3～2.85m 東側道路：(路線番号) 8057 (路線名称) 町道 8057 号線 (道路種別) その他、幅員 4.2～4.55m
その他	別途、津波防災マップ、土砂災害防災マップ、高潮防災マップ、高潮・大雨浸水被害ハザードマップあり。

②現地踏査

日間賀中学校

現況配置図

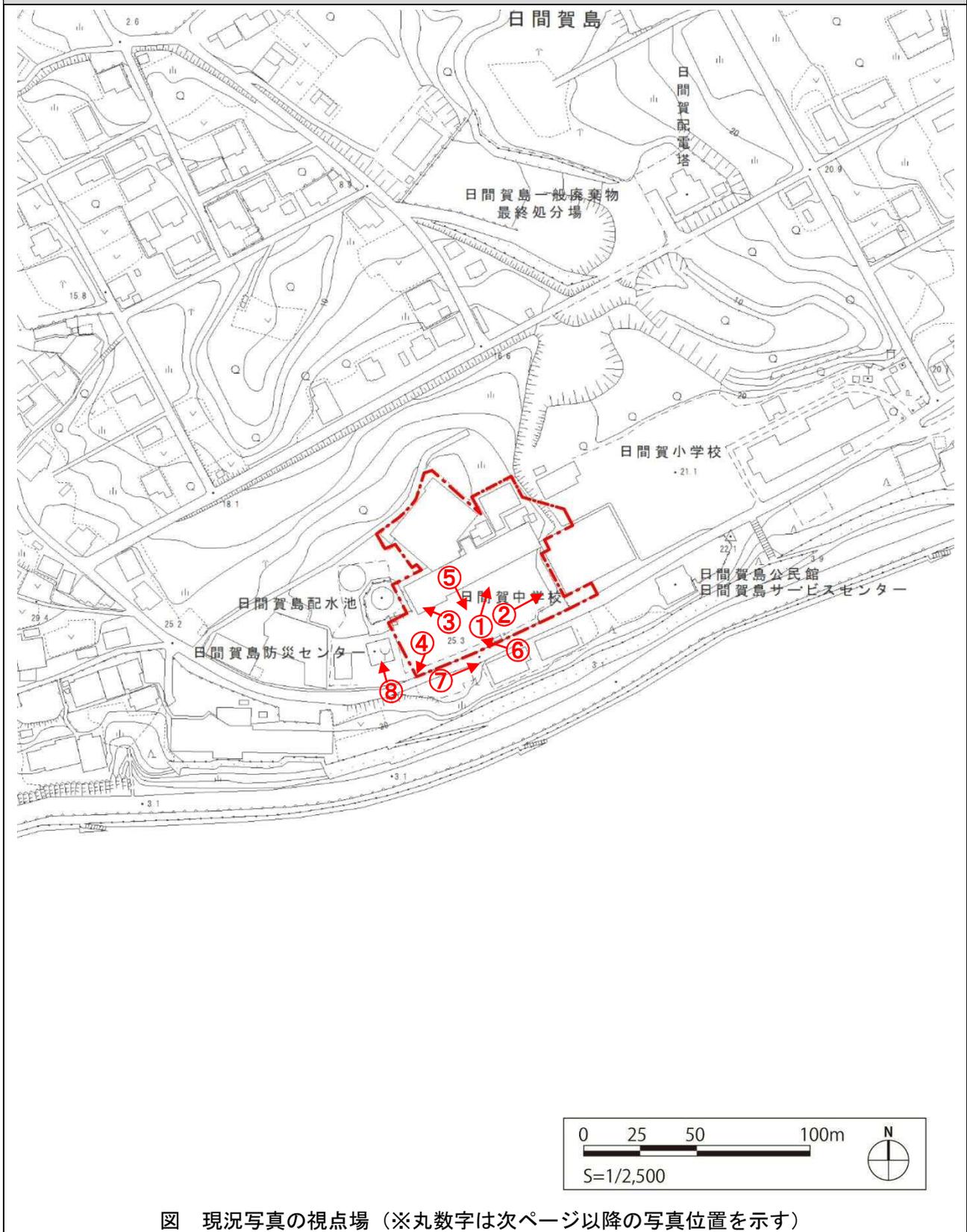


図 現況写真の視点場（※丸数字は次ページ以降の写真位置を示す）

現況写真（撮影：令和7年5月22日）



①中学校校舎



②中学校グラウンドから西方向



③中学校校舎西側



④中学校グラウンド西方向



⑤中学校グラウンド南方向



⑥中学校門



⑦中学校南側道路より東方向



⑧日間賀島防災センター

日間賀小学校

現況配置図



現況写真（撮影：令和7年5月22日）



①旧職員宿舎



②小学校グラウンド



③旧職員宿舎南側より中学校方向



④小学校体育館



⑤小学校グラウンドから西方向



⑥小学校グラウンドから東方向



⑦小学校校舎西側



⑧小学校玄関

現況写真（撮影：令和7年5月22日）



⑨小学校グラウンド



⑩小学校体育館前道路より東方向



⑪日間賀島サービスセンター



⑫小学校南側道路より東方向

日間賀保育所

現況配置図

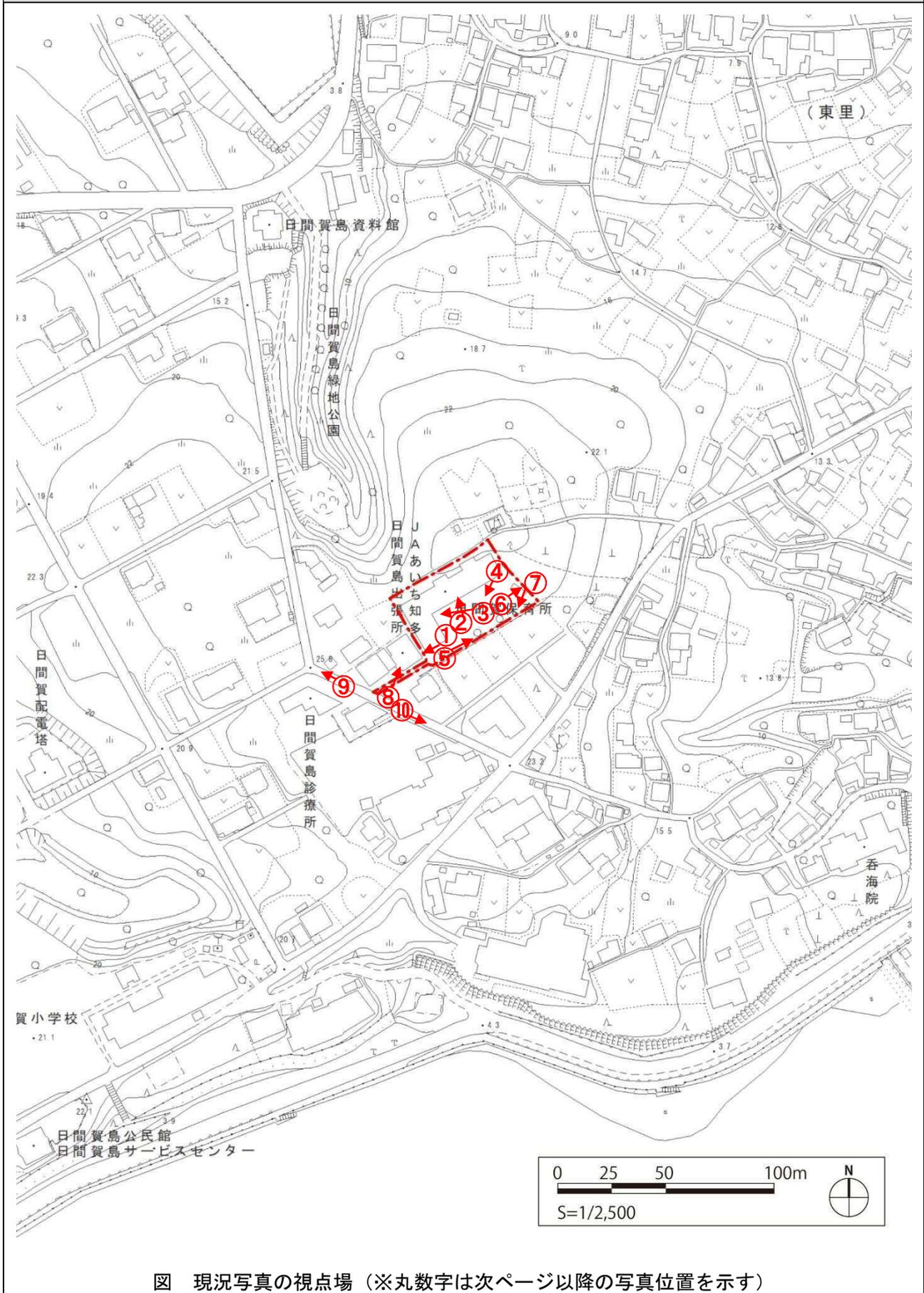


図 現況写真の視点場 (※丸数字は次ページ以降の写真位置を示す)

現況写真（撮影：令和7年5月22日）



①保育所門



②保育所北側



③保育所西側



④グラウンドから南方向



⑤保育所南西側からグラウンド方向



⑥グラウンド東側遊具



⑦グラウンド南側遊具



⑧J A あいち知多

現況写真（撮影：令和7年5月22日）

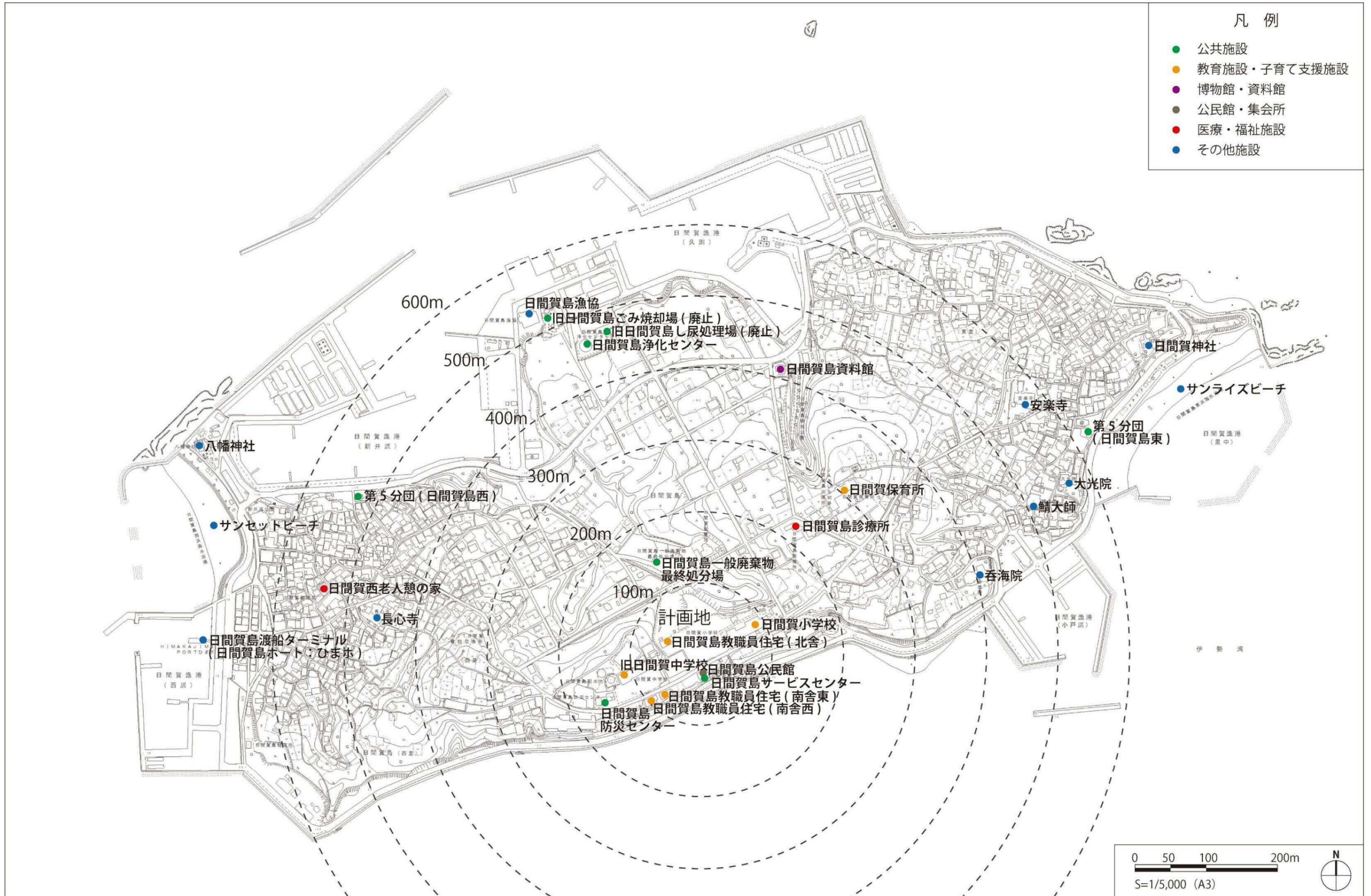


⑨日間賀島診療所



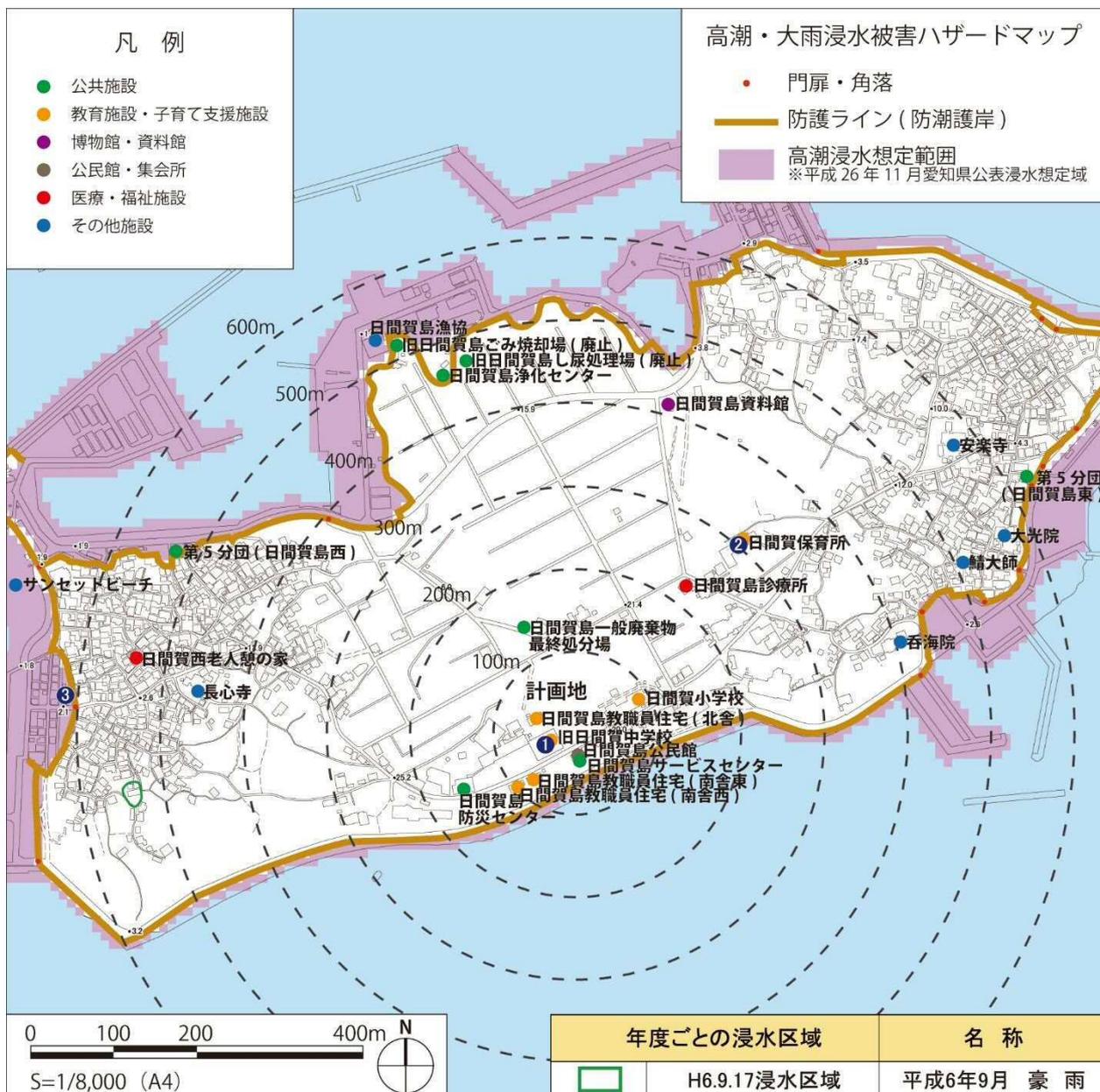
⑩保育所南西側周辺道路

③付近見取り図・周辺施設分布図



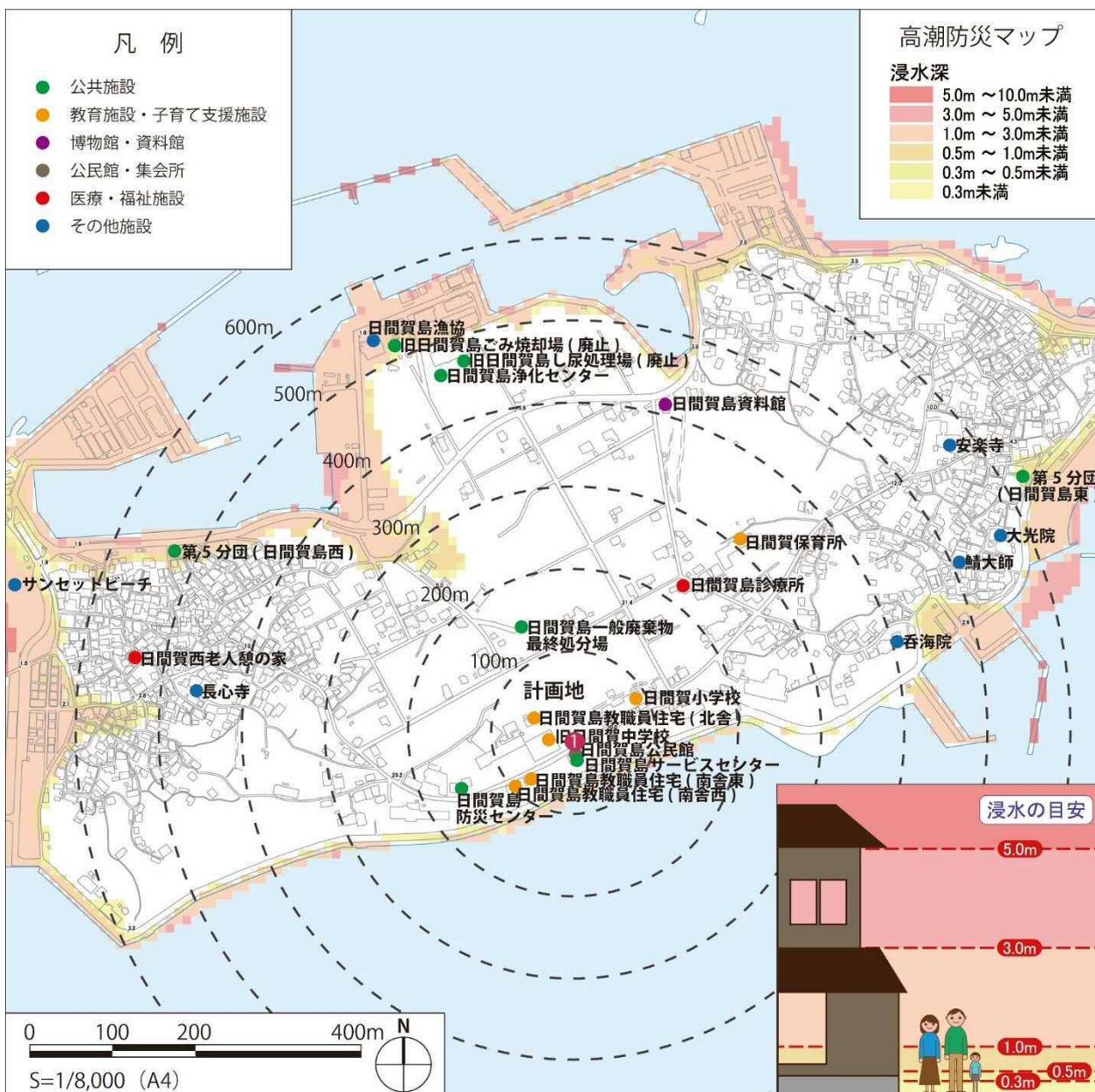
④ハザード・防災マップ

高潮・大雨浸水被害ハザードマップ



付近に防潮護岸あり

高潮防災マップ



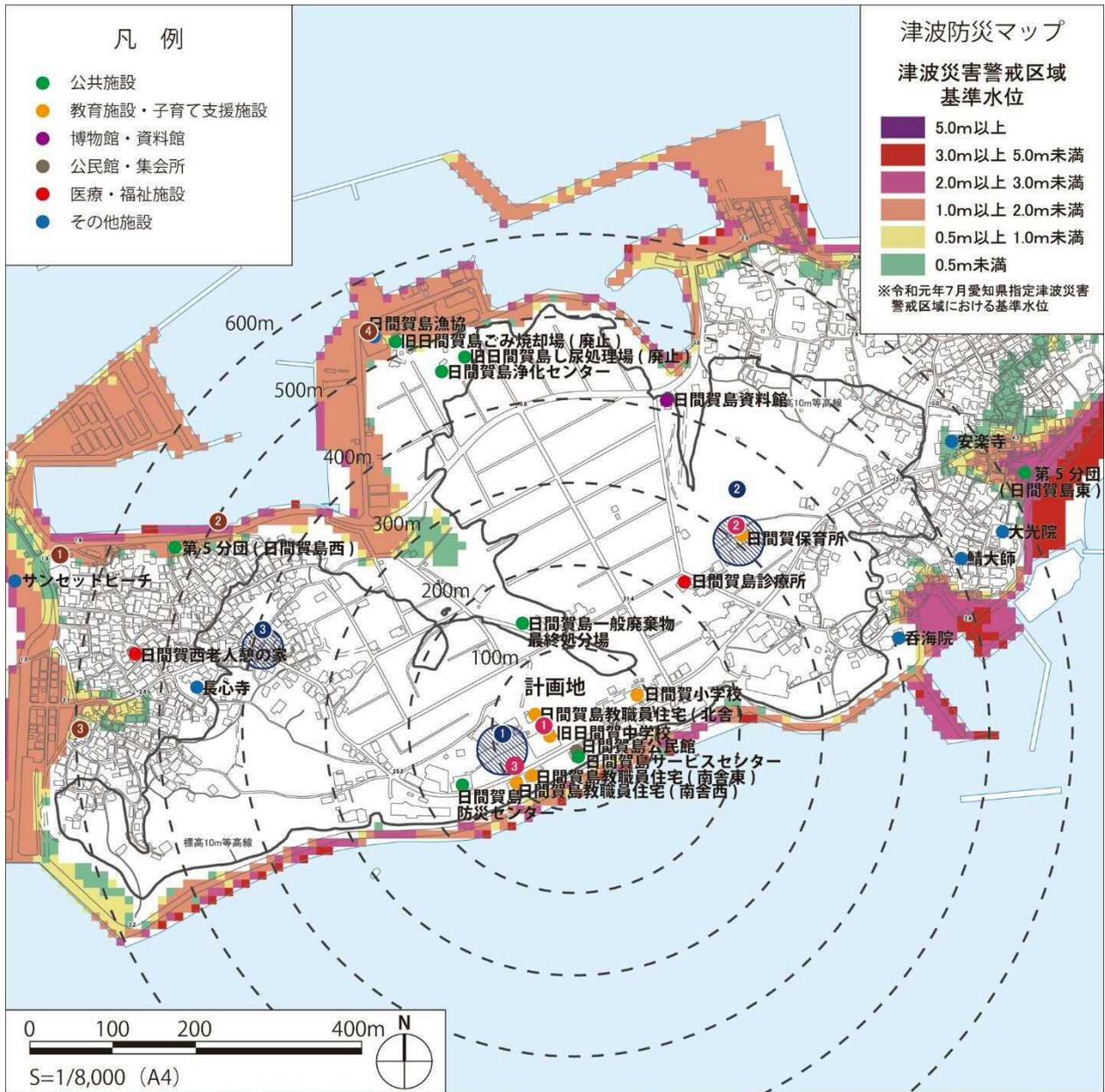
第1避難所

原則として最初に開設する避難所です

番号	名称	所在	電話番号
1	日間賀島公民館(日間賀島サービスセンター)	日間賀島字永峯18	68-2001

※大規模災害拠点避難所は日間賀小学校です

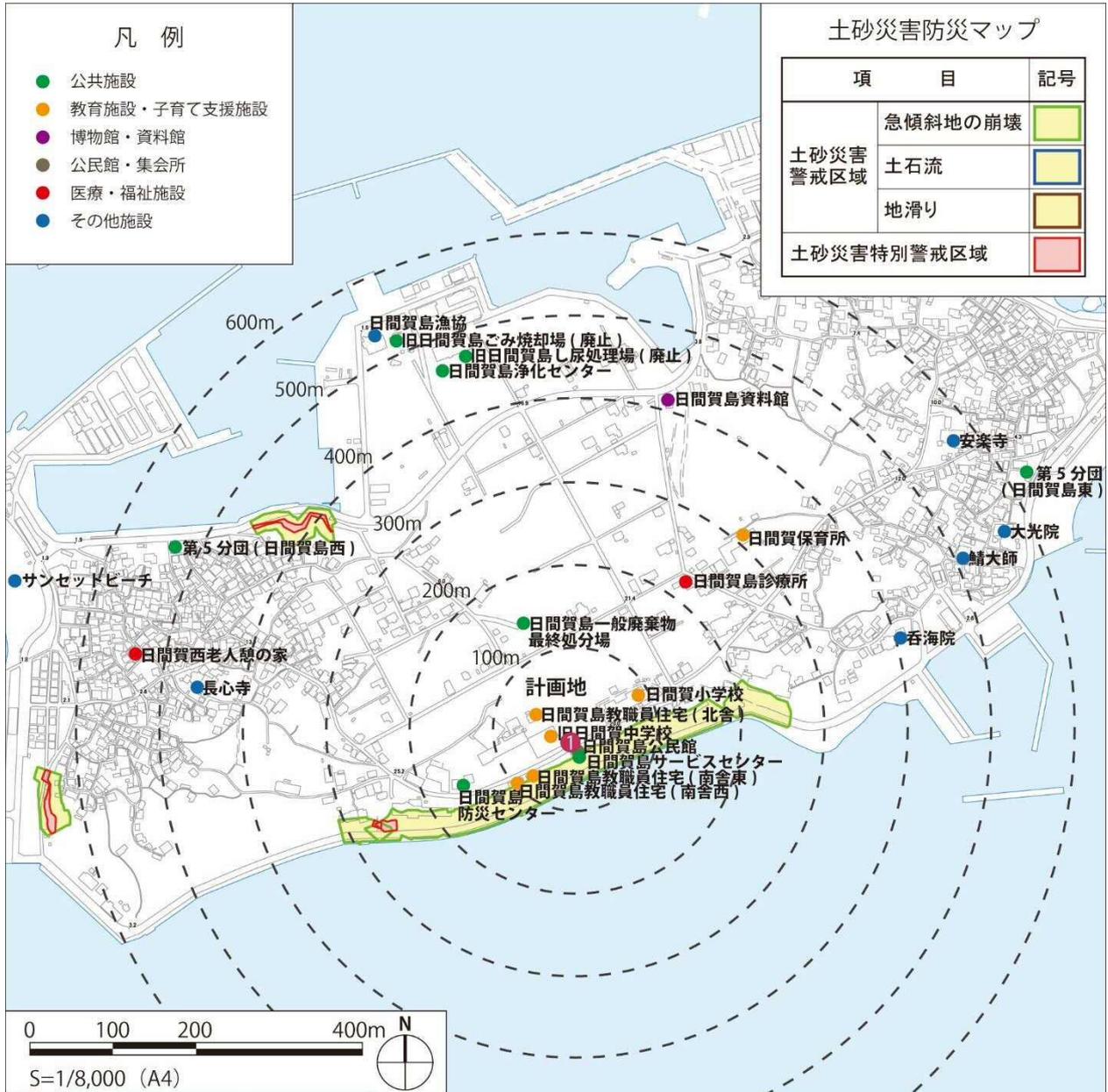
津波防災マップ



第1避難所				津波避難協定ビル				津波一時避難場所						
地震・津波災害時に優先的に開放する避難所です				内陸の高台に避難する余裕がない場合の一時避難先です				まず津波から身を守るため一時的に避難する場所です						
番号	名称	所在	電話番号	標高	番号	名称	所在	電話番号	標高	番号	名称	所在	電話番号	標高
①	日間賀小学校	日間賀島字永峯11	68-2204	21.3m	①	いすず館	日間賀島字新井浜15	68-2040	2.0m	①	旧日間賀中学校	日間賀島字永峯20-1		22.6m
②	日間賀保育所	日間賀島字三ツ林7-7	68-2636	26.0m	②	晴快荘	日間賀島字上海68-69	68-2050	2.0m	②	日間賀保育所	日間賀島字三ツ林7-7	68-2636	26.0m
③	日間賀島公民館 (日間賀島サービスセンター)	日間賀島字永峯18	68-2001	22.7m	③	すず屋 海遊亭	日間賀島字浪太35	68-2026	2.0m	③	中道上・中道下・高野谷(道路上)	日間賀島字中道上他		13.0m
※日間賀小学校は大規模災害拠点避難所です				④	日間賀島漁業協同組合	日間賀島字浜側87	68-2201	1.6m						

標高 10m等高線内

土砂災害防災マップ



第1 避難所			
原則として最初に開設する避難所です			
番号	名称	所在	電話番号
1	日問賀島公民館(日問賀島サービスセンター)	日問賀島字永峯18	68-2001

※大規模災害拠点避難所は日問賀小学校です

付近が土砂災害警戒区域

(2) 計画地の現況整理

①敷地条件の整理

本計画地は、旧日間賀中学校跡地および現日間賀小学校敷地を含め、公共施設整備の対象地として位置付けられている。両敷地を統合した一団の区域で構成され、小学校機能などを含む将来的な集約・複合化施設の整備を前提とした計画地である。

②敷地高低差の整理

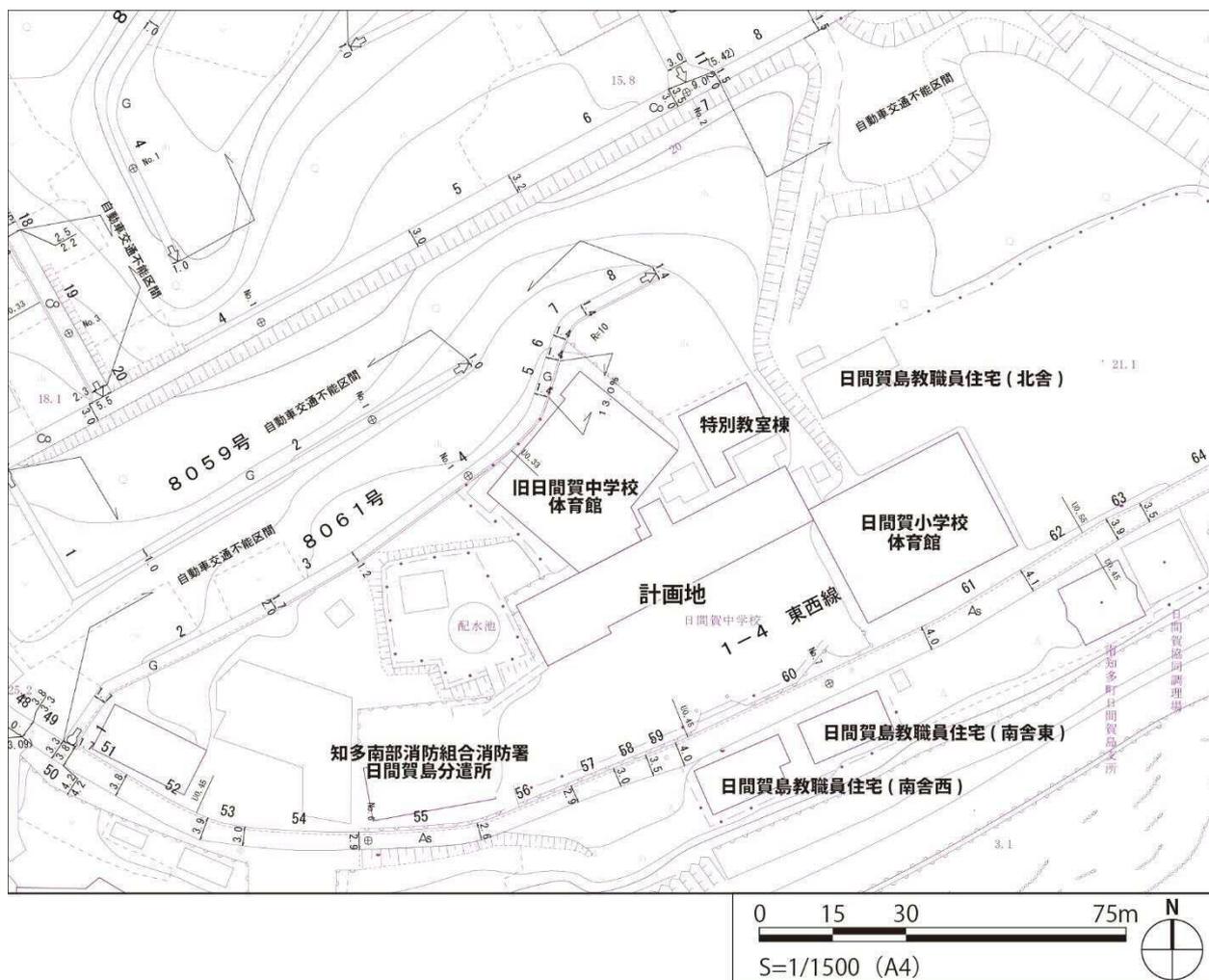
計画地である旧日間賀中学校敷地と現日間賀小学校敷地との間には、約5mのレベル差がある。

このため、施設配置や造成計画の検討にあたっては、敷地内外の高低差および法令上の条件を踏まえた整理が必要となる。

③接道条件の整理

計画地周辺道路の幅員は最小約2.6mから最大約4.1mであり、建築基準法上の接道要件を満たすため、セットバックなどの対応が必要となる可能性がある。

※道路台帳（令和7年11月7日 出力）参照

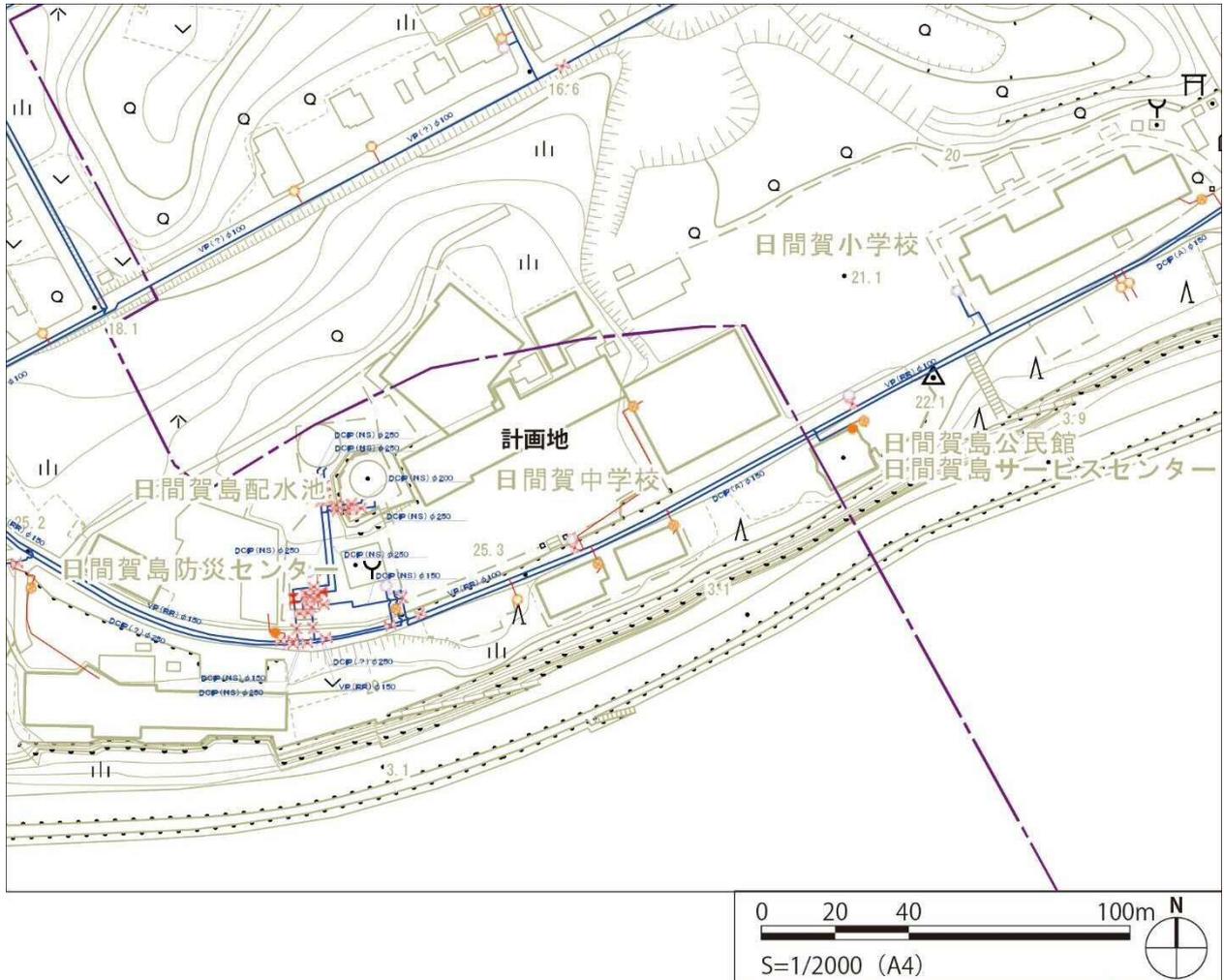


④インフラ条件の整理

計画地内には、隣接する小学校体育館へ供給する給水管が、旧日間賀中学校敷地を経由して敷設されている状況が確認されている。

当該給水管は、将来的な施設整備において、施設配置や造成計画に影響を及ぼす可能性があることから、既存インフラとしての位置付けを踏まえた整理が必要となる条件である。

配管図



⑤自然公園法指定状況の整理

計画地は、自然公園法に基づく第2種特別地域に指定されている区域に位置している。そのため、今後の施設配置や建築計画の検討にあたっては、自然公園法に基づく行為制限や手続きの有無を踏まえた整理が必要となる。

(3) 計画上の課題

前節までに整理した計画地条件および施設の現況を踏まえ、本計画における主な課題を以下のとおり整理する。

①将来規模を踏まえた施設規模設定の制約

- ・将来的な児童数・園児数の減少が見込まれる中、施設規模の設定を誤ると、過大な施設整備となるおそれがある。
- ・過剰床の発生は、将来的な維持管理や運営負担の増加につながる。
- ・将来規模を踏まえた適正な施設規模の見極めが計画上の課題である。

②先行整備を前提とした配置計画上の制約

- ・保育所の先行整備を行うことにより、将来的な集約・複合化施設の配置に制約が生じる可能性がある。
- ・計画地である旧中学校跡地は平坦部が限られており、保育所を整備する用地を確保するためには、現存する旧校舎の解体が不可欠である。
- ・工事車両の進入路が塞がれるとともに、解体時の騒音・振動・粉塵が保育環境に甚大な影響を及ぼすため、保育所の建設に先行して旧日間賀中学校校舎の解体する必要がある。
- ・将来整備を見据えた配置条件の整理が課題である。

③敷地高低差・接道条件による配置上の制約

- ・計画地は高低差を有し、接道条件にも制約があり、これらの条件により、施設配置や動線計画に制限が生じる可能性がある。
- ・敷地条件を踏まえた合理的な配置方針の整理が課題である。

④既存インフラ条件を踏まえた計画調整の必要性

- ・給水などのインフラが隣接施設と関係しており、計画地単独では整理できない条件が存在する。
- ・整備段階や配置計画によっては、インフラ改修や調整が必要となる可能性がある。

⑤自然公園法指定に関する課題

- ・現段階では計画内容が未確定であることから、許可の可否や条件の詳細整理には至っておらず、基本設計段階において具体的な計画内容を踏まえた協議・整理が必要な課題である。

第3章 法的条件の整理及び関係機関協議

(1) 上位計画・関連計画の整理

本基本計画の策定にあたっては、南知多町が策定している上位計画および関連計画に示された方針や方向性を踏まえ、計画相互の整合性を確保しながら検討を進める必要がある。以下に、本基本計画と関係の深い計画について、その概要を整理する。

第7次南知多町総合計画	<p>将来イメージ</p> <p>絆・選ばれる理由があるまち～Bonding, reason to be chosen～</p> <p>基本理念</p> <p>暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる</p> <p>基本目標（関連項目を抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none">1 地域で育むひとづくり<ol style="list-style-type: none">1-1 地域で大切にすること育て環境<ul style="list-style-type: none">・保育所再配置を検討し、適正な児童数での保育所運営、公園環境の維持管理、歩道の整備などを進めます。1-2 次代の担い手を育む教育環境<ul style="list-style-type: none">・「南知多町立小中学校適正規模・適正配置基本計画」に沿って、学校の適正配置、規模の適正化を進めていきます。老朽化状況の把握、各学校施設の改築、長寿命化を行っていくための、長寿命化計画を策定します。1-7 郷土愛、つながりを育む文化・スポーツ<ul style="list-style-type: none">・伝統、文化、スポーツ施設などの今後必要となる公共施設再配置方針を定め、施設の再配置や長寿命化、修繕を進めます。2 地元をにぎわすしごとづくり<ol style="list-style-type: none">2-4 何度も訪れたい観光・交流<ul style="list-style-type: none">・老朽化した観光施設などの適切な管理を行うとともに、集客が見込まれる観光センターなどのインフラ整備を検討します。3 安心できるまちづくり<ol style="list-style-type: none">3-1 まちと命を守る防災<ul style="list-style-type: none">・必要な消防・防災施設などを維持していきます。・公共施設の耐震化を進め、住宅などの耐震化を支援するとともに、避難路の整備を進めます。 <p>行財政マネジメント基本施策（関連項目を抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none">4-4 持続可能な行財政運営<ul style="list-style-type: none">・インフラ、建物などの公共施設について、人口・財政の長期的な見通しに基づき、重要なものは維持しつつ、人口規模などに応じた適切な水準への再編を進めます。また、将来の維持管理費を削減するための長寿命化などの対策を進めます。
-------------	---

<p>南知多町公共施設等 総合管理計画</p>	<p>施設総量の削減目標</p> <p>令和32年度までに施設総量を床面積比で50%、約50,000㎡削減</p> <p>内容</p> <p>今後の少子高齢化や人口減少に伴い、利用者が減少する施設については、利用形態など機能の観点を含め、統合や複合化を選択肢として検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間との競合が激しい施設や実質的な管理運営を民間が行っている施設は、民間への譲渡を含め検討します。 ・民間活用が可能な施設は、指定管理者や包括的民間委託などを検討します。 ・統合・廃止は駅周辺などの利便性が高い場所や、地域の核となる小中学校に拠点的な複合施設を整備するなど、利用者に付加価値を提供できるような集約化を行います。 ・広域的な連携や施設の共同利用の可能性検討や民間活力の活用検討も行います。
<p>南知多町公共施設 再配置計画</p>	<p>計画の位置付け</p> <p>本町の最上位計画である第7次南知多町総合計画を始めとし、総合管理計画及び本町の各種計画と整合性と連携を図りつつ、今後の方向性や公共施設の再配置を検討した。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ①南知多町の地勢や将来都市像に配慮した施設配置の見直し ②本当に必要な機能を見極めた持続可能な公共サービスの提供 ③「あたらしい地域の拠点」をつくり新たな価値を創出 ④多様な担い手が主体となった公共施設の運営 ⑤町民の生活の質の向上に向けた跡地の有効活用 <p>日間賀島地区に関する位置付け</p> <p>同計画では、日間賀島地区において旧日間賀中学校跡地を活用し、小学校を中心に、学校教育、子育て、社会教育機能を集約・複合化した施設整備を進める方針が示されている。</p>
<p>日間賀島地区振興 基本計画</p>	<p>日間賀島地区の将来像</p> <p>活気とふれあいのあるやさしい島</p> <p>まちづくりの目標</p> <ol style="list-style-type: none"> ①おもてなしの島 ②災害に強い安全・安心な島 ③子どもや高齢者にやさしい島 ④ゆっくり、のんびりと訪れたい島 ⑤漁業、観光、商工業が連携する元気な島

(2) 法的条件の整理

先行して整備する保育所を主対象として法的条件の整理を行うとともに、将来的に整備が想定される集約・複合化施設については、主用途を小学校とし、計画検討に影響する主な法的観点について概要整理を行う。

①建築基準法

表 建築基準法該当条項一覧

条項	内容
第2条20号 都市計画区域	・都市計画区域外
第48条 用途地域	・指定なし
第52条 容積率	・指定なし
第53条 建ぺい率	・指定なし
第56条第1項第1号 道路斜線	・都市計画区域外かつ準都市計画区域外のため適用なし
第56条第1項第2号 隣地斜線	
第56条の2 日影規制	
第21条2項 大規模の建物の 主要構造部など	・延べ面積 $>3,000\text{ m}^2$ ・耐火建築物、各区画の床面積の合計をそれぞれ $3,000\text{ m}^2$ 以内
第27条 特殊建築物	・別表第1(3)(ろ)欄 学校 3階以上の階：耐火建築物 ・別表第1(2)(ろ)欄 児童福祉施設 3階以上の階：耐火建築物
第28条 居室採光	・有効採光面積 \geq 居室床面積/5
第28条、令第20条の2 居室換気	・火気使用室 ・有効換気面積 \geq 居室床面積/20 ・シックハウス換気回数：0.3回/時
令第119条 廊下の幅	小学校 ・両側に居室がある場合 幅 $\geq 2.3\text{m}$ ・その他の場合 幅 $\geq 1.8\text{m}$ 児童福祉施設 ・両側に居室がある場合 幅 $\geq 1.6\text{m}$ ・その他の場合 幅 $\geq 1.2\text{m}$

条項	内容
令第23条、令第120条、 令第121条 階段	小学校 ・幅 $\geq 140\text{cm}$ 蹴上 $\leq 16\text{cm}$ 、踏面 $\geq 26\text{cm}$ 踊場 $\geq 140\text{cm}$ 児童福祉施設 【直上階の居室面積が 200 m^2 以上の場合】 ・幅 $\geq 120\text{cm}$ 蹴上 $\leq 20\text{cm}$ 、踏面 $\geq 24\text{cm}$ 【その他の場合】 ・幅 $\geq 75\text{cm}$ 蹴上 $\leq 22\text{cm}$ 、踏面 $\geq 21\text{cm}$
第31条1項 便所	・下水道処理区域 内
令第112条1項 面積区画	【耐火・準耐火構造（主要構造部）で面積 1500 m^2 】 ・床面積の 1500 m^2 以内ごとに耐火・準耐火構造の床・壁、若しくは特定防火設備で区画
令第112条9項 竪穴区画	【準耐火構造（主要構造部）で地階又は3階以上の階】 ・吹抜け、階段、EV昇降路、ダクトスペースなどを準耐火構造の床・壁、若しくは防火設備で区画
令第120条 直通階段	・避難階・地上に通ずる一の直通階段への歩行距離 $\geq 50\text{m}$ (避難経路の仕上が準不燃材料以上の場合 60m)
令第121条 2以上の直通階段	・5階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあっては 200 m^2 、その他の階にあっては 100 m^2 を超えるもの ・直通階段に至る歩行経路の重複距離 $< 25\text{m}$ (30m)
令第125条 屋外への出口	・避難階において、階段から屋外への出口への歩行距離は、令第120条に規定する数値以下 ・居室の各部分から屋外への出口までの歩行距離は、令第120条に規定する数値の2倍以下
令第126条の6 非常用進入口	・高さ 31m 以下にある3階以上の階に設置 ・幅員 4m 以上の道路又は通路に面する外壁に有効な窓開口部を 10m 以内ごとに設置している場合は適用除外

②消防法

表 消防法該当条項一覧

条項	内容
令別表第一 防火対象建築物区分	・(6)項 ハ (3) 保育所 ・(7)項 小学校、中学校
令第10条1項3号 消火器具	・延べ面積が 300 m^2 以上のもの
令第11条 屋内消火栓設備	・延べ面積 $\geq 700\text{ m}^2$ (耐火構造、内装は難燃以上)

条項	内容
令第19条 屋外消火栓設備	<ul style="list-style-type: none"> 床面積$\geq 9000 \text{ m}^2$（耐火建築物）設置必要 床面積$\geq 6000 \text{ m}^2$（準耐火建築物）設置必要
令第21条 自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積$> 500 \text{ m}^2$
令第22条 漏電火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積$> 500 \text{ m}^2$
令第23条 消防機関へ通報する火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積$> 1000 \text{ m}^2$
令第24条 非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> 収容人員> 50人
令第25条 避難器具	<ul style="list-style-type: none"> 収容人員> 50人
令第26条 誘導灯・標識	<ul style="list-style-type: none"> 避難口誘導灯、通路誘導灯
令第27条 消防用水	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積$> 2 \text{ 万 m}^2$かつ、床面積$> 1 \text{ 万 } 5000 \text{ m}^2$

③人にやさしい街づくりの推進に関する条例・施行規則（愛知県）

- 対象：特定施設（規則3条）

「学校その他これに類するもの」などの建築基準法における特定建築物

- 特定施設の新築若しくは新設、増築又は改築をしようとするものは、高齢者、障害者などが円滑に利用できるようにするために、一定の整備基準を遵守。（条例第11条）
- 工事着手30日前までに整備計画の届出をしなくてはならないが、国、県、市町村その他規則第13条で定める者については、届出は必要無し。（条例第12条・第20条）

項目	整備基準
全体	高齢者、障害者などが円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）を設けること。
歩道及び自転車歩行者道並びに敷地内の通路、廊下その他これに類するもの及び園路（以下「通路等」という。）で利用円滑化経路を構成するものその他の規則で定める通路等	<p>イ 有効幅員は、歩道にあつては二メートル以上、自転車歩行者道にあつては三メートル以上、通路などにあつては一・四メートル以上とすること。</p> <p>ロ 段を設けないこと。</p> <p>ハ 表面は、滑りにくく、平たんにする。</p> <p>ニ 歩道及び自転車歩行者道並びに通路などを横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスターなどが落ち込まないものとする。</p>

利用円滑化経路を構成する出入口その他の規則で定める出入口	イ 有効幅員は、建築物の直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは九十センチメートル以上、その他の建築物の出入口は八十センチメートル以上とすること。 ロ 段を設けないこと。
不特定かつ多数の者が利用する階段その他の規則で定める階段	イ 回り階段としないこと。 ロ 手すりを設けること。 ハ 段鼻は、滑りにくくすること。
特定施設で規則で定めるものの利用円滑化経路を構成するエレベーター	イ かごの奥行きの内り寸法は、一・三五メートル以上とすること。 ロ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。 ハ 車いす使用者及び視覚障害者の利用に配慮した操作ボタンなどを設けること。
不特定かつ多数の者が利用する便所その他の規則で定める便所	イ 段を設けないこと。 ロ 床の表面は、滑りにくくすること。 ハ 次に定める構造の便房を設けること。 （１）便器は、洋式とすること。 （２）手すりを設けること。 ニ 出入口に近い小便器には、周囲に手すりを設けること。
特定施設で規則で定めるものの不特定かつ多数の者が利用する便所その他の規則で定める便所	前号に定める構造とするほか、出入口の有効幅員を八十センチメートル以上とするとともに、車いす使用者などが利用できる規則で定める構造の便房を設けること。
特定施設に附属する駐車場	規則で定めるところにより、車いす使用者が乗車する自動車を駐車できる部分及び車いす使用者が通行できる通路を設ける
全体	高齢者、障害者などに配慮した案内表示を規則で定めるところにより行うこと。

④愛知県開発許可技術基準

敷地が接する道路の幅員	<p>予定建築物などの敷地が接する道路の幅員は、下表に掲げる規定値以上とする。ただし、次のいずれかに該当し、通行上支障がない場合は、特例値まで縮小できる。</p> <p>① 開発区域内に道路を新設する場合（令第25条第2号括弧書き）</p> <p>ア 開発区域の面積が0.3ヘクタール未満である場合</p> <p>イ 開発行為によって設置される道路の延長が50メートル未満の場合</p> <p>ウ 住宅目的の開発行為で、幅員6メートル以上の道路で囲まれた街区内の区画道路であって、延長される予定のない小区画（概ね120メートル）の場合</p>
-------------	---

	<p>② 開発区域内に道路を新たに整備しない場合であって、予定建築物などの用途などから、特に通行の安全上支障がないと認められる場合（令第25条第2号ただし書き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>道 路 幅 員</th> <th>規 定 値</th> <th>特 例 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">住 宅 用 の 開 発</td> <td></td> <td>6メートル</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住宅以外で敷地が1,000㎡未満の開発</td> <td></td> <td>6メートル</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の開発</td> <td>上記①による場合</td> <td></td> <td>9メートル</td> <td>6メートル</td> </tr> <tr> <td>上記②による場合</td> <td></td> <td>9メートル</td> <td>4メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 特例値を適用する場合は、有効幅員とする。</p>	種 別		道 路 幅 員	規 定 値	特 例 値	住 宅 用 の 開 発			6メートル	4メートル	住宅以外で敷地が1,000㎡未満の開発			6メートル	4メートル	その他の開発	上記①による場合		9メートル	6メートル	上記②による場合		9メートル	4メートル
種 別		道 路 幅 員	規 定 値	特 例 値																					
住 宅 用 の 開 発			6メートル	4メートル																					
住宅以外で敷地が1,000㎡未満の開発			6メートル	4メートル																					
その他の開発	上記①による場合		9メートル	6メートル																					
	上記②による場合		9メートル	4メートル																					
区域外道路との接続	<p>開発区域内の主要な道路は、下表に掲げる規定値以上の幅員を有する開発区域外の道路に接続しなければならない。</p> <p>ただし、開発区域の面積が1ヘクタール未満で、車両の通行に支障がない限り、特例値まで縮小することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>道 路</th> <th>規 定 値</th> <th>特 例 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住 宅 用 の 開 発</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">6.5m</td> <td>4m（開発区域が0.3ha未満）</td> </tr> <tr> <td>6m（開発区域が0.3ha以上1ha未満）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">そ の 他 の 開 発</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">9 m</td> <td>4m（開発区域が0.3ha未満）</td> </tr> <tr> <td>6m（開発区域が0.3ha以上1ha未満）</td> </tr> </tbody> </table>	種別	道 路	規 定 値	特 例 値	住 宅 用 の 開 発		6.5m	4m（開発区域が0.3ha未満）	6m（開発区域が0.3ha以上1ha未満）	そ の 他 の 開 発		9 m	4m（開発区域が0.3ha未満）	6m（開発区域が0.3ha以上1ha未満）										
種別	道 路	規 定 値	特 例 値																						
住 宅 用 の 開 発		6.5m	4m（開発区域が0.3ha未満）																						
			6m（開発区域が0.3ha以上1ha未満）																						
そ の 他 の 開 発		9 m	4m（開発区域が0.3ha未満）																						
			6m（開発区域が0.3ha以上1ha未満）																						
消防長などとの協議	<p>消防水利施設の計画にあたっては、当該開発区域を所管する消防長又は消防署長（消防本部又は消防署が設置されていない町村にあつては当該町村長）と協議すること。</p>																								

⑤都市計画法第34条第1号

審査基準（抜粋）
<p>1 市街化調整区域における、主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な自己の業務の用に供する建築物で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 建築物の用途は次のアからエの一に掲げるものであること。</p> <p>ア 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び幼稚園。</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の用に供する施設</p> <p>ウ 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち、福祉サービスを受ける通所者、又は入所者が直接利用する施設</p> <p>エ 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所及</p>

び同法第2条第1項に規定する助産所

- (2) 申請地は、原則として、市街化調整区域の既存集落内の建築物の敷地から100メートル以内にあること。
- (3) 建築物の規模は、事業計画に照らし適正なものであること。
- (4) 申請地の規模は、次のとおりとする。
 - ア 1 (1) ア及びイの施設は、事業計画に照らし適正なものであること。
 - イ 1 (1) ウの施設は、2,000平方メートル以下であること。
ただし、児童福祉法第39条に規定する保育所については、アによる。
 - ウ 1 (1) エの診療所は1,000平方メートル以下、1 (1) エの助産所は500平方メートル以下であること。
- (5) 建築物の高さは、原則として、10メートル以下であること。
- (6) 居住施設を含まないこと。
- (7) 開発又は建築若しくは用途変更を行うために他法令による許認可などが必要な場合は、その許認可などが受けられるものであること。

運用基準（抜粋）

- 1 都市計画法第34条第1号の審査基準（以下、「基準」という。）各項本文にある「自己の業務の用に供するもの」とは、開発行為又は建築行為若しくは用途変更をしようとする者が、当該建築物などで継続的に自己の業務による活動を行うものとする。
- 2 基準1 (2) 及び2 (2) にある「既存集落」とは、半径300メートルの円内に100戸以上の建築物（市街化調整区域内にある建築面積が30平方メートル以上のもの。以下、この項において同じ）があるもの、又は50戸以上の建築物が連たんしているものとする。なお、建築物が連たんしているものとは、建築物の敷地間の距離が55メートル以内であることをいう。また、共同住宅の場合は各住戸を1戸とし、寮の場合は建物1棟で1戸とする。
- 3 基準1 (2) は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校において、学区が定められている場合で、やむを得ない場合は、適用しない。
- 4 基準1 (5) は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校において、建築物の日影が建築基準法第56条の2の規定による市街化調整区域における日影規制を1ランク強化した規制値（敷地境界線とみなす線を5メートルラインと、5メートルラインを10メートルラインとみなして規制する。）を満たすものについては、適用しない。
- 5 基準1 (6) にある「居住施設」には、1 (1) における業務上必要な宿直室及び1 (1) ウにおける入所者が、福祉サービスを受けるための施設は含まない。

⑥児童福祉施設最低基準

職員配置数	0歳児 児童3人につき1人 1、2歳児 児童6人につき1人 3歳児 児童20人につき1人 4、5歳児 児童30人につき1人	
施設基準	保育室又は遊戯室（2歳以上） 乳児室又はほふく室（2歳未満） 医務室 便所 調理室 屋外遊戯場	
面積基準	園舎	基準なし
	保育室 （遊戯室）	幼児1人につき1.98㎡
	乳児室	乳幼児1人につき1.65㎡
	ほふく室	乳幼児1人につき3.3㎡
	屋外遊戯場	幼児1人につき3.3㎡ （105人（3学級相当）の場合346.5㎡）

⑦その他条例

条例	内容
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	・省エネ性能に関する計画の届出
土壤汚染対策法	・3,000㎡以上の土地の形質の変更 ・審査側に土壤汚染の情報がある場合には調査指示あり（汚染物質が規定値以下であることを証明）
南知多町まちなみ景観条例	・高さ3階建て以上 又は 建築面積300㎡を超えるもの
自然公園法	・第2種特別地域における許可

(3) 関係機関協議事項の整理

民間審査機関へのヒアリング内容や知多南部消防組合へのヒアリングを踏まえ、日間賀保育所の建設や将来の複合施設の建設による法適合の考え方及び今後の課題を以下に整理する。

項目	内容
建築基準法の適用について	<ul style="list-style-type: none"> ・日間賀島は都市計画区域外かつ準都市計画区域外であるため、建築基準法第3章（集団規定）は適用されない。 ・愛知県条例において所定の規模（敷地面積 1,000 m²など）を超える建築物に対する接道などの制限が定められている場合があるが、都市計画区域外かつ準都市計画区域外の場合は適用されない。 <p style="text-align: right;">※民間審査機関ヒアリング（令和8年2月25日）</p>
敷地設定と旧日間賀中学校体育館の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法上は「1敷地1建物」が原則であり、保育所と体育館は用途上可分（別敷地）とみなされるのが一般的である。 ・保育所と体育館を同一敷地（不可分）として扱うためには、体育館が保育所の「従属する用途」とであると認められる必要がある。 ・既存体育館を適法に用途変更（中学校の体育館→保育所の体育館）するためには、既存建物の検査済証の有無が重要となる。検査済証がない場合、用途変更の手続きが非常に困難となり、結果として不可分での敷地設定ができなくなる可能性が高い。 ・検査済証がない場合は、保育所と体育館の敷地を明確に分割（可分）して計画せざるを得ない。 <p style="text-align: right;">※民間審査機関ヒアリング（令和8年2月25日）</p>
がけ条例（愛知県建築基準条例）の適用と擁壁の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の構造部分が土圧に対して安全であることが構造計算などにより確認できれば、「建物の壁を擁壁の代わりとして崖に接して建てる」ことは可能である。 ・建物の特定の断面だけでなく、周囲あらゆる方向から見て、がけの高さ（2m以上の高低差など）に対する安全処理が確実にできているかを確認する必要がある。 ・建物の壁で土留めをしていない周囲の空地などに高低差が残る場合は、別途、土留めや擁壁の設置が必要となる。 ・土圧が常にかかる構造となるため、構造設計者を交えて安全性について十分に検討を行う必要がある。 <p style="text-align: right;">※民間審査機関ヒアリング（令和8年2月25日）</p>

建築基準法及び都市計画法に関すること

	<p>都市計画区域外における開発行為について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域外であっても、開発面積が 10,000 m²を超える場合は開発許可の取得が必要となる。 ・開発許可の対象となるのは、あくまで「今回、開発行為を行う範囲」である。したがって、以下の通り判断される。 <p>①今回の保育所建設時 : 開発対象面積が 10,000 m²を超えていなければ、許可は不要</p> <p>②将来の複合施設建設時 : 敷地拡張が行われる場合でも、その工事の際に「実際に開発行為を行う面積」が 10,000 m²以下であれば、開発許可は不要</p> <p style="text-align: right;">※知多建設事務所ヒアリング (令和 8 年 2 月 17 日)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消防法に関する点</p>	<p>消防活動空地及び進入路について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日間賀島にははしご車などの大型消防車両は配備されておらず、主に消防団のポンプ車での活動となるため、22t 耐荷重などの過剰な路面補強は不要である。給食配送車などの一般的な車両が出入りできる強度が確保されていけば問題ない。 ・消防活動空地は原則として 4 階建て以上の建築物に求められるものであり、今回の計画 (2 階建て想定) においては確保不要である。またはしご車がないため、必要ない。 ・保育所駐車場を横断するなど、一般的な車両が通行可能な経路が確保されていけば、消防活動上の問題はない。 <p style="text-align: right;">※知多南部消防組合ヒアリング (令和 8 年 2 月 25 日)</p>
	<p>敷地の切り分けと無窓階判定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法上の接道義務が免除されたとしても、敷地が公道などに接していない (周囲に 1m 以上の通路や空地がない) 場合、消防隊の進入や避難が困難とみなされ、消防法上の無窓階として扱われる可能性が高い。無窓階と判定されると、スプリンクラーや屋内消火栓などの消防用設備などの設置基準が格段に厳しくなる。 ・既存体育館を無窓階としないためには、以下のいずれかなどの方法で、売却などされない道 (公道) に通じる幅員 1m 以上の通路などを敷地として確保する必要がある。 <p>①北側の細い道 (幅員 1.4m の町道) を現況整備し、そこへ接続する。</p> <p>②保育所の敷地内に、体育館用の幅員 1m 以上の通路 (歩道などで可、車両通行不可でもよい) を設定し、前面道路まで繋げる。</p> <p style="text-align: right;">※知多南部消防組合ヒアリング (令和 8 年 2 月 25 日)</p>

<p>消防用設備（屋外消火栓など）の設置について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に複合施設全体として延べ面積が大規模（例えば耐火構造以外で3,000 m²超など）になった場合、敷地全体に対して屋外消火栓設備の設置義務が生じる可能性がある。 ・現段階の規模では屋内消火栓が不要と判断される場合であっても、将来的に複合施設全体として判断した場合、各建物に個別に屋内消火栓の設置が必要となる可能性を見据える必要がある。そのため、敷地全体を包含できるように屋外消火栓を先行して計画・設置しておく方が、増設工事などを回避できる。 ・将来計画を見据えた消火設備の配置計画を検討することが望ましい。ただし、小学校などの施設は屋外消火栓に対応する例はほとんどないため、その点は留意する必要がある。 <p style="text-align: right;">※知多南部消防組合ヒアリング（令和8年2月25日）</p>
<p>消防水利（防火水槽など）の設置・移設について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防水利の設置要否や、既存の防火水槽などの移設・有効性の判断については、ポンプ圧などが関係するため、消防署の管轄ではなく南知多町の防災交通課が所管となる。 ・消防水利の配置計画に関する協議は、町の防災交通課と直接行うこと。 <p style="text-align: right;">※知多南部消防組合ヒアリング（令和8年2月25日）</p>
<p>既存体育館の用途変更に伴う対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法上の用途変更手続きの要否にかかわらず、消防法上は単独の用途（体育館）として扱われるため、当該体育館単体で必要な消防用設備などを整備する必要がある。 ・用途変更にかかる計画概要が定まった段階で、必要な設備などの詳細について改めて消防へ協議を行うこと。 <p style="text-align: right;">※知多南部消防組合ヒアリング（令和8年2月25日）</p>

第4章 日間賀保育所の整備方針

(1) 新しい日間賀保育所のあるべき姿・担うべき役割

現在の日間賀保育所のあり方や課題を踏まえ、新しい日間賀保育所のあるべき姿・担うべき役割を以下の通り整理する。

①島の特性を活かした質の高い教育・保育の実践と発信

- 日間賀保育所では、これまでも「豊かな人間性をもった子どもを育てる」という方針のもと、島の自然や地域行事を取り入れた保育を実践してきた実績がある。
- 新しい施設では、海や水産業、観光といった日間賀島固有の地域資源を教育カリキュラムとして体系化する。
- 将来的に小学校を含む複合施設との連携を行い、幼児期から学童期まで一貫した学びを実践・発信し、島内外にその魅力を伝える拠点を担う。

②島の産業を支える多様な保護者ニーズへの対応

- 観光業や漁業が主産業である日間賀島では、繁忙期や週末の勤務など、保護者の就労形態が多様である。また、若者の定住・Uターンを促進するためには、島内で安心して働き続けられる環境が不可欠である。
- 建替えにあたっては、こうした島の産業構造やライフスタイルに即した柔軟な保育提供を継続・強化する。保護者が安心して仕事と子育てを両立できる環境を整備する。

③保小連携の深化と小学校への円滑な接続

- 旧日間賀中学校跡地への移転により、日間賀小学校と隣接となる地理的利点を最大限に活かす。日常的な異年齢交流や教職員間の連携を密にし、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。
- 将来的に整備される複合施設の設備・機能を小学校と共用・相互利用することで、限られた島の資源を有効活用しつつ、子どもたちが就学前から小学校の環境に親しみ、安心して進学できる環境を提供する。

④地域全体で子どもを育む「地域共生」の推進

- 日間賀島には、地域全体で子どもを見守る温かいコミュニティが存在する。将来的に複合施設を活用し、高齢者や地域住民との交流を促進できる仕組みを構築する。
- 家庭や地域コミュニティの教育力を保育に取り込むとともに、保育所が地域活動の活力となり、コミュニティの活性化にも寄与する仕組みを構築する。

⑤離島における包括的な子育て支援と受入れ体制の充実

- 未就園児親子への相談支援を強化し、将来的に配置を予定している子育て支援センターとの連携など、離島であっても孤立しない子育て環境を保障する。

⑥災害に強く、持続可能な島の拠点づくり

- 現在と同様に津波リスクの高台（旧中学校跡地など）を整備地とし、子どもたちの安全確保を最優先とする。その上で、万が一の災害時には地域住民の避難場所・防災拠点として十分に機能するよう、新設する施設の安全性および防災機能を強化する。
- 人口減少が進む中、小学校と保育所が一体となったこの施設は、教育・保育・地域交流・防災の機能を併せ持つ島の拠点として、持続可能な日間賀島の形成を牽引する役割を担う。

(2) 日間賀保育所の施設整備の考え方

新しい日間賀保育所のあるべき姿・担うべき役割を踏まえ、施設整備の方針を以下の通り整理する。

①子どもたちが健やかに成長できる施設

- 子どもたちの原風景となり、感性を豊かにし、思考力、表現力、行動力、探究心などが身につけられるよう、園舎内外からの環境に配慮する。
- 子どもたちが意欲的に遊びを創り出し、展開することができる園庭、広くて明るくゆったり過ごせる保育室などを適切に配置し、屋内外での多様な経験と活動ができるよう園舎と園庭との連続性に配慮する。
- 子どもたちの発達や年齢に応じ、遊ぶ場所と食事をする場所などの生活空間との区別ができ、職員や子どもたちにとってスムーズな動線を確認する。
- 異年齢のかかわりが容易にできるようにする。

②安全で安心して利用できる施設

- 海拔の高い旧中学校跡地への移転特性を活かし、津波浸水想定区域外の安全な場所として、子どもたちの生命を確実に守る防災機能を最優先する。
- 不審者対策としてのセキュリティライン（複合施設との接続部含む）を明確にしつつ、閉鎖的になりすぎないように、見通しの確保や防犯カメラの設置などにより安全性を確認する。
- 事務室は、園庭や保育室全体を見渡せる位置に配置し、少人数の職員体制でも死角なく子どもたちを見守れる「管理のしやすさ」に配慮する。
- 衛生面やアレルギー対策などに配慮し、安全・安心な給食などの提供ができ、食育の観点から調理の様子が見える給食室を整備する。
- 0歳児から5歳児までの生活空間として、幼児の行動を予想し、転倒や衝突など、人体に影響の少ない安全な部材や塗料、構造などに配慮する。

③離島の子育て・暮らしを支える施設

- 漁業や観光業など、保護者の多様な就労形態に配慮し、スムーズな送迎ができる駐車場や車路を確認する。
- 保護者同士が送迎時にコミュニケーションが取れるゆとりある軒下空間を設け、家庭間のつながりを支援する。

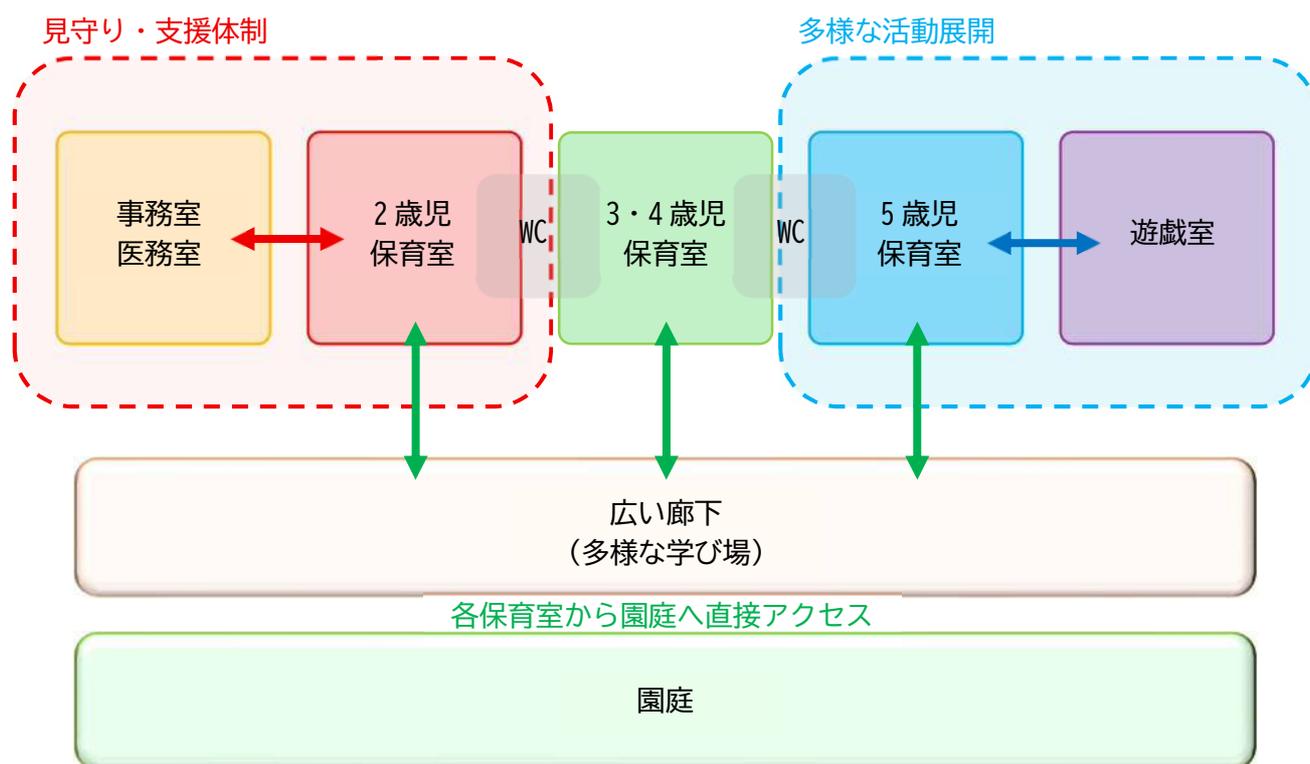
④職員にとって働きやすい施設

- 照明や空調、施錠など日常管理やメンテナンスなどに配慮した施設とする。
- 職員・子どもが利用しやすいよう、十分な収納スペースや出し入れしやすい倉庫を設ける。
- 男女職員に配慮した更衣室の設置をはじめ、机・ロッカーなど備品の配備、一人ひとりが事務や制作作業などを行うことができるスペースを確認する。

(3) 諸室の構成イメージ

諸室の配置は以下に整理した構成を踏まえ、検討する。

- ①保育室は「2歳児保育室」、「3・4歳児保育室」、「5歳児保育室」を配置する。
- ②保育室は各室からトイレにアクセスできるように配置する。
- ③2歳児保育室は、随時、乳児に職員の目が届くように、また職員の支援が図りやすい事務室などの管理諸室と隣接する配置を検討する。
- ④活動の範囲が広がる5歳児は遊戯室と隣接するように配置し、多様な取組ができるように配慮する。
- ⑤各保育室の前の廊下は十分な広さを確保し、子どもたちの多様な学びの場となるようにする。
- ⑥各保育室から園庭に直接出入りできるような配置とする。



日間賀保育所の諸室構成イメージ

第5章 施設規模及び配置計画の検討

(1) 新しい日間賀保育所の想定人数

現在の日間賀保育所の定員及び職員の配置状況は以下の表に示すとおりである。定員30人に対し、18人が通園しており、入所率は60%となっている。検討するにあたり、上記に整理した計画規模は縮小の傾向にあるが、現在の日間賀保育所の運営状況や職員の配置も考慮し、本計画における定員については現状と同じく30人と仮定し、年齢別の割振りは、2歳児10人、3・4歳児10人、5歳児10人の各10名の3教室体制と設定する。

現在の定員と園児数

年齢	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
園児数	2人	6人	5人	5人	18人
					入所率 60% (定員 30人)

令和7年4月1日時

現在の定員を元にした建替え後の割振り

年齢	2歳	3・4歳	5歳	合計
園児数	10人	10人	10人	30人

(2) 施設規模の算定

施設規模の算定にあたっては、現在の園舎の延床面積をベースに、子どもが過ごしやすく、職員が働きやすい環境に配慮しつつ、年齢別の割振りも踏まえ、下記の通り整理した。なお、園庭は現在の日間賀保育所の規模と同など程度を確保するものとする。

名称	面積	基準面積	備考
保育			
保育室 (2 歳)	36 m ²	16.5 m ²	定員 10 名
保育室 (3・4 歳)	36 m ²	19.8 m ²	定員 10 名
保育室 (5 歳)	36 m ²	19.8 m ²	定員 10 名
遊戯室	60 m ²	59.4 m ²	5 歳児の保育室と一体的な利用が可能
沐浴室	9 m ²		
管理			
事務室	36 m ²		休憩スペースを含む
医務室	12 m ²		
更衣室	18 m ²		男女別
調理			
調理室	36 m ²		
休憩室	15 m ²		
地域交流			
多目的交流室	36 m ²		時間外は地域の人も利用
その他			
倉庫	18 m ²		
トイレ (乳児用)	9 m ²		
トイレ (幼児用)	25 m ²		男女別
トイレ (調理室)	9 m ²		
トイレ (職員用)	9 m ²		男女別
共用部	140 m ²		諸室面積合計の 35% を見込む
合計	540 m ²		

園庭面積 : 600 m² > 園庭の基準面積 (400 m² + 3.3 m² × 10 人 = 433 m²)

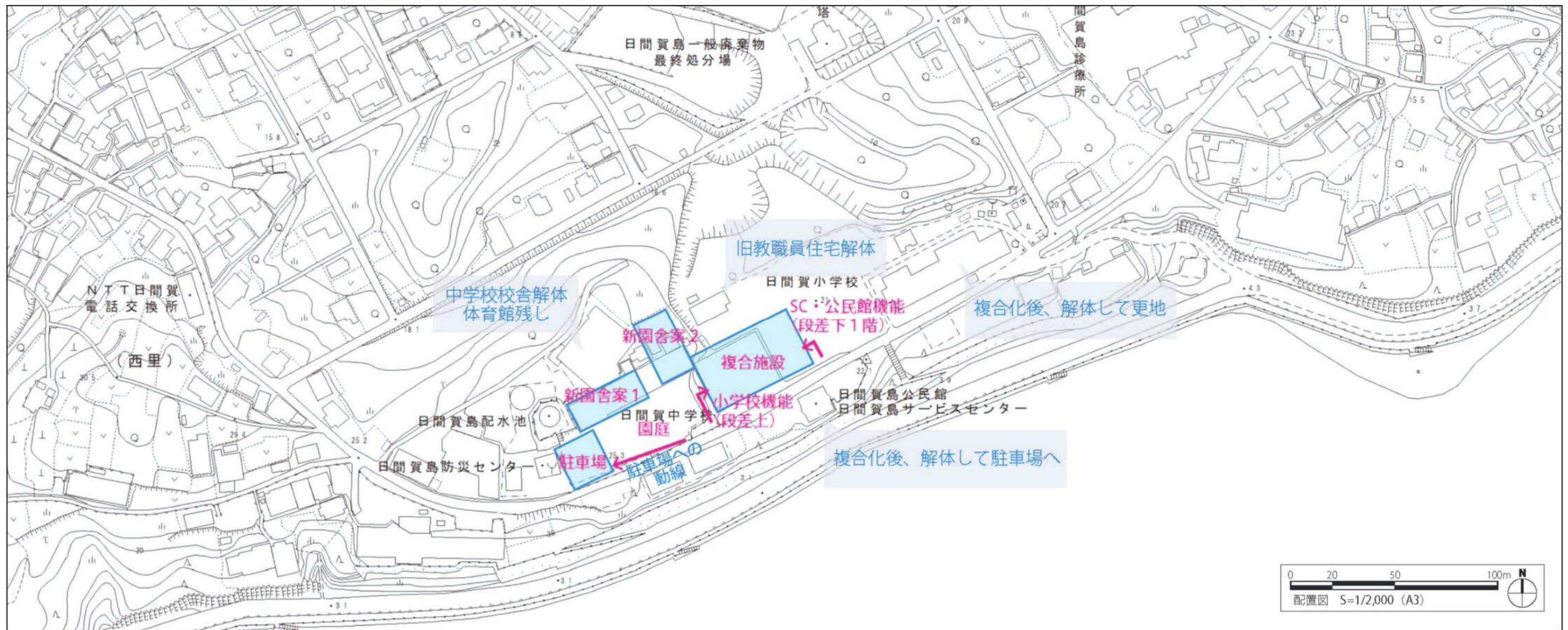
※幼稚園設置基準を参照

(3) 配置計画の検討

①日間賀保育所の配置計画

配置計画の考え方を整理し、敷地条件より考えられる配置案を2案作成した。

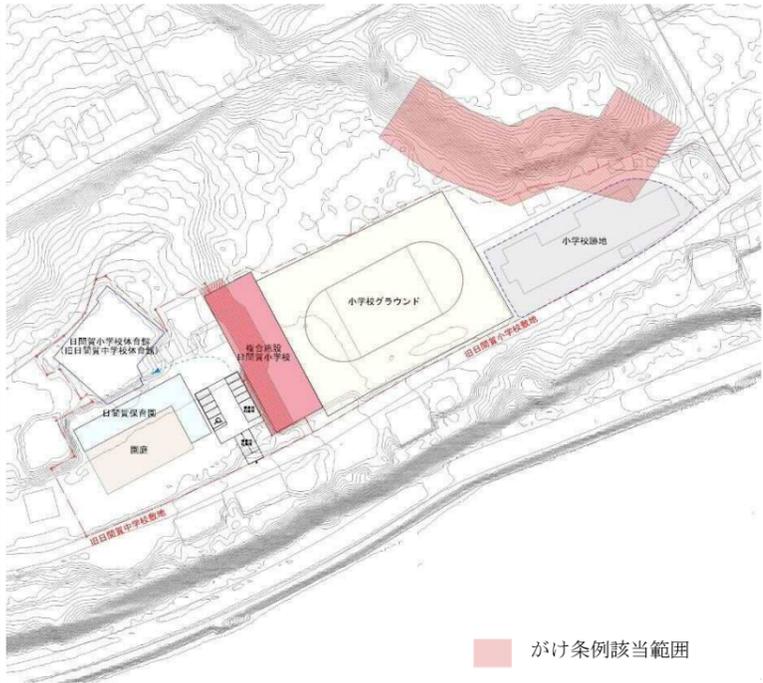
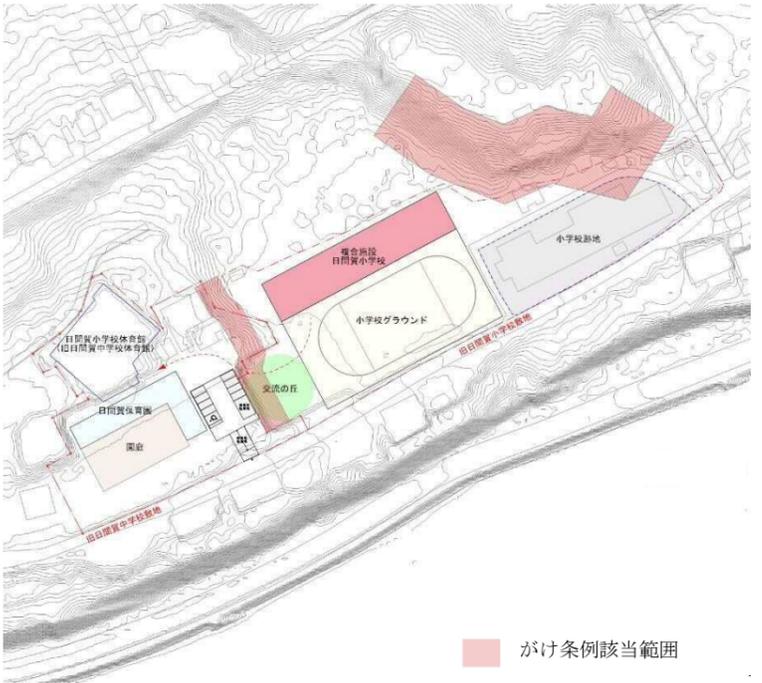
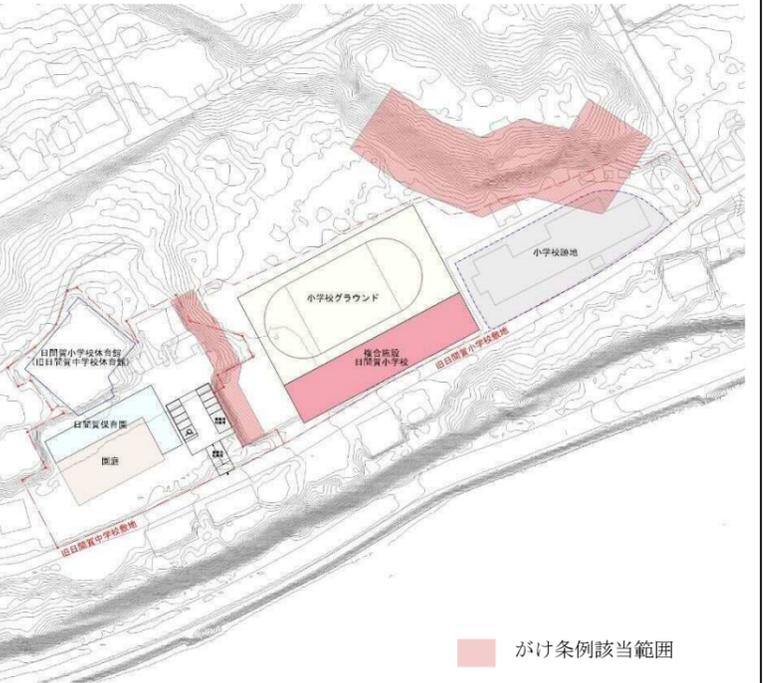
	新園舎案1	新園舎案2
園舎の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室を南面に配置することが可能である。 ・駐車場に近接するため動線が短くできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室を南面に配置することが取りにくい。 ・駐車場から離れる。
小学校とのつながり	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭を介するため、施設管理区分がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設との連携が取りやすいが、中学校体育館との動線を分断する可能性がある。 ・新園舎建設中は、旧日間賀中学校体育館への動線確保が必要である。
既存施設との関連	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校体育館の延焼ラインが発生する可能性がある。(中学校体育館の防火設備改修が必要となる可能性がある) 	



➡ 保育所の運用上、駐車場との近接や新園舎建設中も旧日間賀中学校体育館への動線確保が必要なことをふまえると**新園舎案1**の配置が望ましい。

②複合施設の配置計画

将来的に現日間賀小学校敷地に建設予定の複合施設の配置計画について以下の通り比較検討を行う。

配置案	小学校体育館跡地配置案	小学校グラウンド北側配置案	小学校グラウンド南側配置案
配置イメージ図			
考え方	現日間賀小学校の体育館の位置に複合施設を建設する	現日間賀小学校グラウンド北側に複合施設を建設する。	現日間賀小学校グラウンド南側に複合施設を建設する。
グラウンドの広さ	○150mトラックを確保することができる	○150mトラックを確保することができる。	○150mトラックを確保することができる。
施設への日当たり	△施設が南北方向に配置されるため、採光を確保するための工夫が必要である。 ○南面に面した明るいグラウンドを確保できる。 ○3案で最も広くグラウンドを確認できる。	○施設が東西方向に配置されるため、各諸室に南面からの十分な採光を確保することができる。 ○南面に面した明るいグラウンドを確保できる。	○施設が東西方向に配置されるため、各諸室に南面からの十分な採光を確保することができる。 △校舎北側にグラウンドを配置するため、影が落ちる。
各配置の特徴と課題点	○保育所と近接しているため、様々な連携が期待できる。 ○旧日間賀中学校体育館へも2階部分からアクセスが可能である。 △がけ条例の該当範囲に重なっていることから、擁壁の整備や擁壁と建物の納まりの部分を検討する必要がある。	△保育所や旧日間賀中学校体育館との敷地との高低差があり、小学校敷地からのアクセスに障害がある。 △小学校グラウンドの北側は過去に盛土を行った可能性があり、液状化リスクなどがある。	△保育所や旧日間賀中学校体育館との敷地との高低差があり、小学校敷地からのアクセスに障害がある。 △前面道路側に施設が立ち上がるため、圧迫感を感じる可能性がある。

➡ 保育所や旧日間賀中学校体育館へのアクセスが良く、グラウンドを最も広く取ることができることをふまえると**小学生体育館跡地への配置**が望ましい。

第6章 日間賀保育所の建築計画の検討

(1) 建築計画の基本方針

第5章で整理した施設配置を踏まえ、新しい日間賀保育所の建築計画を検討する。

①日間賀保育所の職員や地域住民の意見

日間賀保育所の建築計画を検討するにあたり、保育所職員を中心とした検討会や島民ワークショップを開催し、意見を収集した。以下はその経緯と出された意見を項目ごとに整理したものである。

○建物配置と施設計画について

- ・複数の配置案（2階建て・平屋建てなど）を検討した結果、保育室や管理諸室の動線が現在の保育園と同様の「L字型配置案」をベースに進めることとした。
- ・各諸室への移動距離の短縮よりも、「事務室から園庭およびエントランス全体が見渡せること」、「現在の保育所と同様の管理形態を取れること」を最優先事項とした。少人数の職員体制でも、死角なく子どもたちの安全を見守れる配置が求められた。

○駐車場及び複合施設との関係について（島民ワークショップ意見）

- ・当初の計画案では、敷地西側に駐車場を配置していたが、将来建設される「複合施設（小学校・公民館機能）」との距離が離れていることや将来的に駐車場としての需要が変動した場合でも、複合施設の多目的スペースとして転用しやすいなどの理由から駐車場を保育所と複合施設の間に配置変更する意見が出された。

○園庭および周辺動線について

- ・園庭の広さは、現在の日間賀保育所の規模程度で十分機能するとの意見があり、過度な拡張は行わない方針とした。
- ・敷地東側に、前面道路から奥にある「旧中学校体育館」へアクセスできる歩行者通路を設けることとした。なお、保育中の安全を確保するため、園庭と歩行者通路の境界にはフェンス（セキュリティライン）を設置することとした。

○セキュリティと地域開放について

- ・隣接する小学校や地域との交流は重要であるものの、防犯上の観点からセキュリティラインは明確に切り分けることとした。自由な行き来を前提とするのではなく、許可された活動（読み聞かせなど）の範囲での交流を実施する。
- ・地域への施設開放（遊戯室など）については、常時開放ではなく、保育所の許可に基づいた運用とし、不特定多数が自由に出入りする構造とはしない。

②日間賀保育所の各諸室などの仕様

日間賀保育所における各諸室などに関する仕様や配慮事項について、以下の通り整理する。

諸室名	仕様・配慮事項
全体共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢や生活時間に合わせた施設配置とする。 ・各諸室に調節可能な冷暖房設備、LED照明などを完備する。 ・窓に網戸、天井にシーリングファンを設置し、自然採光や通風、感染症対策のための換気も考慮した設計とする。 ・園舎内でも自然を意識でき、雨の日もしっかり遊べる室内環境とする。 ・子どもの達成感と向上心の両立を図るため、室内及び廊下に、子どもたちの表現活動や制作物を展示し、共有できるスペースを確保する。 ・時代の変化に柔軟に対応できるICT及びOA設備を整える。 ・各諸室に電話設備を備え、緊急時の連絡迅速な対応が可能なように配慮する。 ・防犯システムを導入し、安全で安心して利用できる施設とする。 ・保育室から直接園庭へ出られる動線を確保し、日常的な外遊びを促進する。 ・前面の廊下と建具を開放して一体利用できる計画とし、多様な遊びの展開を保障する。
保育室（2歳）	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて集団生活を送る年齢であるため、緊急時や人手不足時に事務室から即座に支援に入れるよう、管理諸室に隣接して配置する。 ・家庭的な雰囲気、落ち着いたゆったり過ごせるよう配慮する。 ・子どもが転んでも怪我をしない、食事や排泄などの汚れが落ちやすい床材を使用する。 ・園児数の増減や状況に応じて、棚や仕切りの位置を自由に変更できるよう配慮する。 ・子どもの些細な変化や体調管理に対応できる施設環境とし、一部に畳やクッションフロアを用いたくつろぎスペースを設ける。また、保育室から直接アクセスできる専用トイレ・沐浴スペースを確保する。
保育室（3・4・5歳）	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた話を聞く活動や、グループワークができる広さと設えを確保する。 ・5歳児室は遊戯室に隣接させ、行事の際などは建具を開放して一体的な大空間として利用できる配置とする。 ・遊ぶスペース、食事スペースなど分けることができるように配慮する。 ・同学年の保育室は、可動間仕切りなどにより多様な使い方や交流

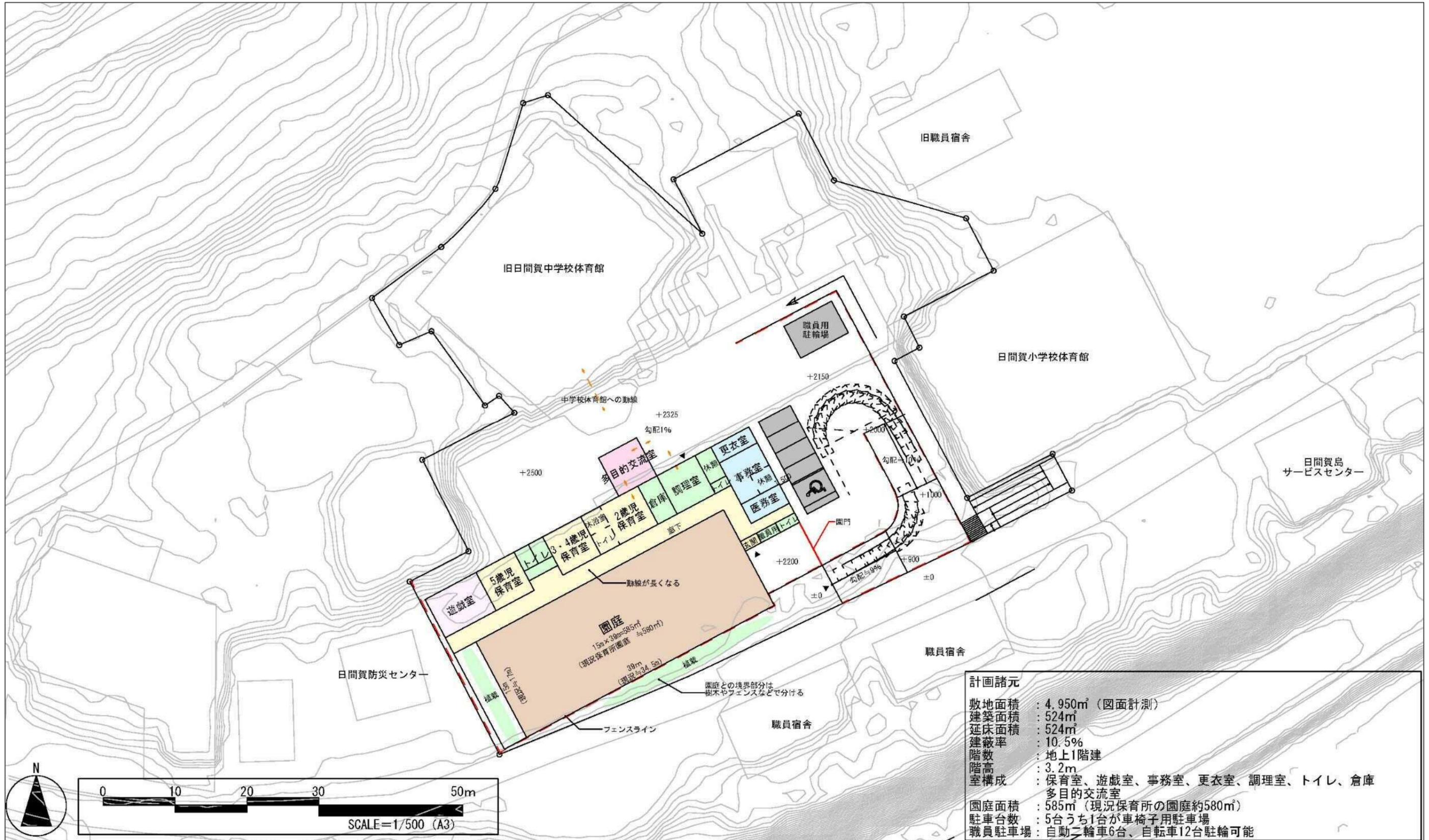
	ができるよう配慮する。
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> 雨天時や冬場の強風時でも十分な運動遊びができるよう、十分な天井高と広さを確保する。 大型遊具、行事用椅子、ピアノなどを収納できる十分な器具庫を附設する 異年齢交流や活動内容に応じて遊戯室と一体的に利用できるよう、隣接する5歳児室との間仕切りは可動式とする。
沐浴室	<ul style="list-style-type: none"> 2歳児室および2歳児用トイレに近接させ、排泄の失敗時などにスムーズにシャワー洗浄や着替えができる動線とする。 沐浴槽、着替え台、汚物用シンクを設置し、空調・換気設備を完備する。
事務室	<ul style="list-style-type: none"> L字型配置のコーナー部分に配置し、デスクから園庭全体及びエントランスの両方が死角なく見渡せる配置を最優先する。 防犯カメラモニター、非常通報装置、放送設備を集約する。
医務室	<ul style="list-style-type: none"> 体調不良児が静かに休めるよう、保育室の騒音から離しつつ、事務室から常に様子が確認できる（ガラス窓など）場所に配置する。 感染症の疑いがある児童を一時的に隔離できるよう、専用の換気設備や、外部へ直接出られる動線に配慮する。 ベッドスペース、手洗い設備、薬品保管庫を設置する。
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> 男女別の更衣スペースを確保し、ロッカー、休憩スペースを適切に配置する。
調理室	<ul style="list-style-type: none"> 食材の搬入に適した出入口を設け、また衛生面などに配慮した食材庫を設ける。 食物アレルギー対応食専用の調理スペースや動線、専用食器の保管場所を確保する。 保育室や廊下から調理の様子が見える「のぞき窓」を設置し、子どもたちの食への関心を高める。
休憩室	<ul style="list-style-type: none"> 調理員が衛生服を着替える前後に休憩できるスペースを、調理室エリア内に確保する。
多目的交流室	<ul style="list-style-type: none"> 平日の日中は保育所が利用し、夜間や休日は地域住民へ開放する時間帯区分による運用とし、施設の有効活用を図る。 保育所側と屋外側の2か所に出入口を設け、保育所側にはセキュリティドアを採用することで、地域開放時の保育エリアへの立ち入りを制限する。 室内に専用トイレを設置する。
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 園全体の教材、行事用品（運動会・発表会用具など）、季節用品を一括して管理できる十分なスペースを確保する。 離島の特性を踏まえ、災害時に孤立した場合でも数日間対応できるだけの食料・飲料水・生活物資を備蓄できるスペースを含め

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出し入れの頻度が高い物品も多いため、遊戯室やホール、または外部からアクセスしやすい配置を検討する。
<p>トイレ</p>	<p>トイレ（2歳児用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2歳児保育室から直接アクセスできる配置とし、トイレトレーニングに配慮した明るく開放的な空間とする。 ・幼児用大便器、汚物流し、オムツ交換台、シャワー設備を設置する。 <p>トイレ（3・4・5歳児用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭と同じ感覚で使用でき、衛生的な「ドライ方式（乾式床）」を採用する。 ・3・4・5歳児室及び廊下の両方からアクセスしやすい配置とし、職員からの死角をなくす（見守り窓の設置）。 ・年齢に応じたサイズの便器、手洗い場を設置する。 <p>トイレ（調理室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理室の前室付近に設置し、調理作業用履物のまま利用できない構造とするなど、衛生管理を徹底する。手洗い設備は自動水栓とする。 <p>トイレ（職員用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来客用・多目的トイレと兼ねる場合は、車椅子利用者やオストメイトにも対応したユニバーサルデザインとする。 ・事務室やエントランスから利用しやすい位置に配置する。

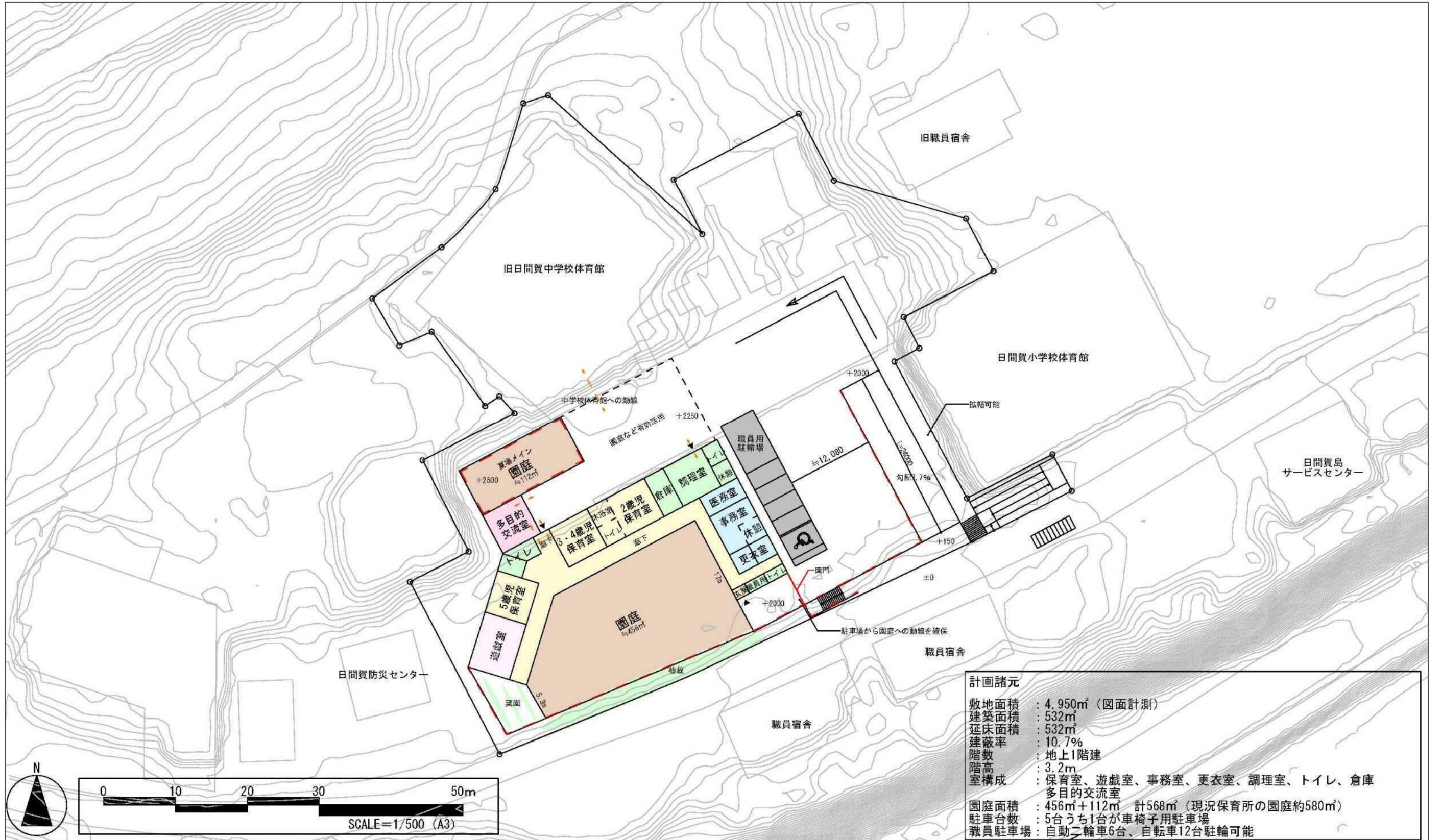
(2) 平面ゾーニング図の検討

これまでの検討内容を踏まえ、以下の通り平面ゾーニング図案を3案作成した。

○平面ゾーニング図案1

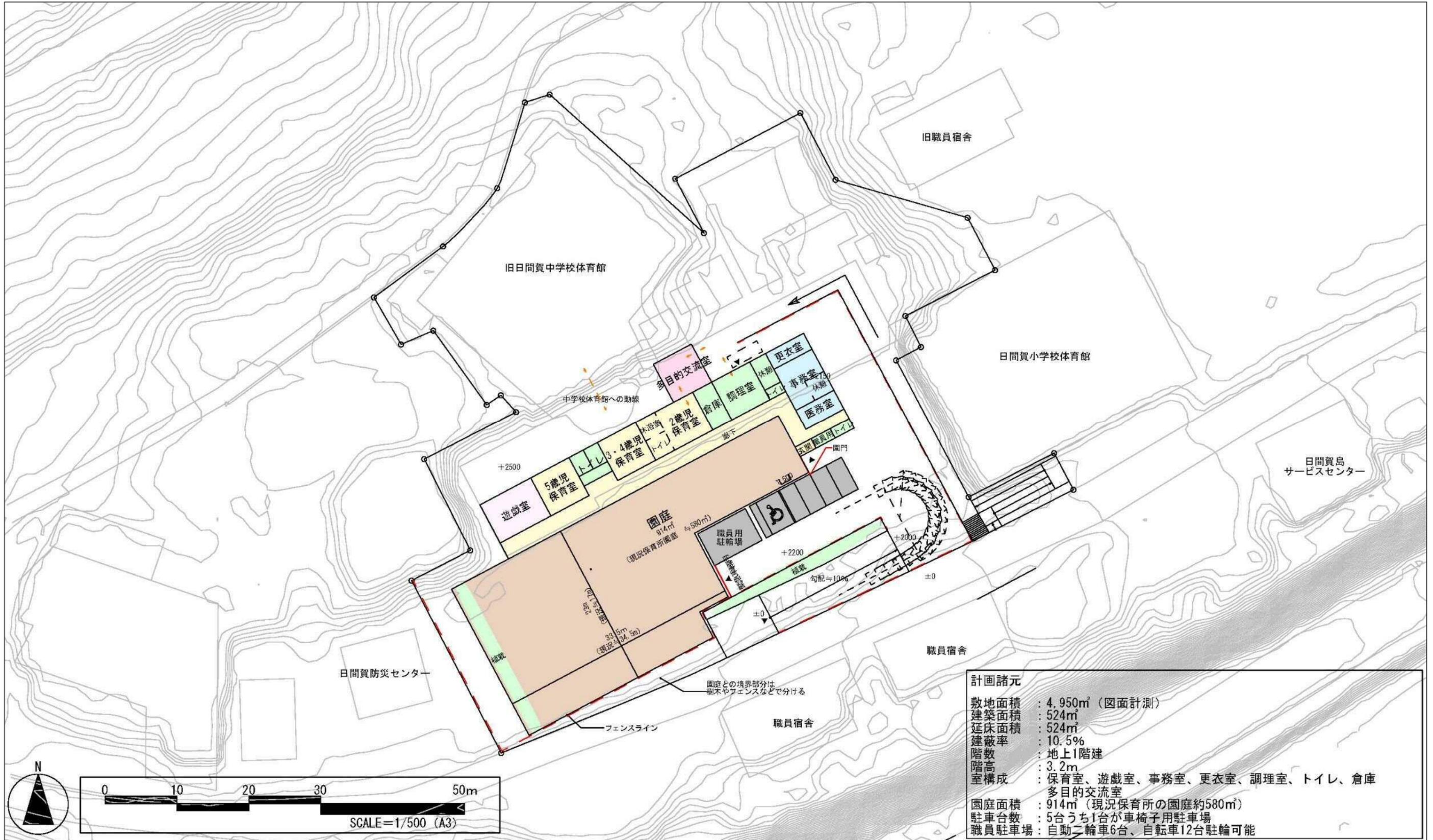


○平面ゾーニング図案2



計画諸元	
敷地面積	: 4,950㎡ (図面計測)
建築面積	: 532㎡
延床面積	: 532㎡
建蔽率	: 10.7%
階数	: 地上1階建
階高	: 3.2m
室構成	: 保育室、遊戯室、事務室、更衣室、調理室、トイレ、倉庫、多目的交流室
園庭面積	: 456㎡+112㎡ 計568㎡ (現況保育所の園庭約580㎡)
駐車台数	: 5台うち1台が車椅子用駐車場
職員駐車場	: 自動二輪車6台、自転車12台駐輪可能

○平面ゾーニング図案3



計画諸元	
敷地面積	: 4,950m ² (図面計測)
建築面積	: 524m ²
延床面積	: 524m ²
建蔽率	: 10.5%
階数	: 地上1階建
階高	: 3.2m
室構成	: 保育室、遊戯室、事務室、更衣室、調理室、トイレ、倉庫 多目的交流室
園庭面積	: 914m ² (現況保育所の園庭約580m ²)
駐車台数	: 5台うち1台が車椅子用駐車場
職員駐車場	: 自動二輪車6台、自転車12台駐輪可能

(3) 構造計画及び設備計画の検討

①構造計画の基本的な考え方

- ・耐震性、耐久性、コスト、工期を総合的に勘案し、本施設の規模に適した構造を選定する。
- ・冬場の強い季節風や台風時を想定し、建築基準法の規定値以上の余裕を持った耐風設計を行う。特に屋根材や外装材の飛散防止対策を徹底する。
- ・海からの潮風が常に当たる環境であるため、外部に露出する金属部材（手摺、サッシ、金物など）は、高耐食性メッキやステンレスを採用する。
- ・大規模地震発生後も補修なく使用継続できる耐震性を確保し、地域の避難所を担える機能を担保する。

②設備計画の基本的な考え方

○電気設備計画

- ・全館 LED 照明を採用し、省エネルギー化を図る。保育室は調光機能を設け、午睡時などの照度調整を可能にする。
- ・離島における行政・医療連携の生命線となるため、高速通信網を整備する。

○空調換気設備計画

- ・保育室には、省エネ性能の高い高効率パッケージエアコンを採用する。塩害対策として、室外機には重塩害仕様を適用する。
- ・保育室（2歳児）には、子どもの些細な変化や体調管理に対応できる設備を導入し、快適な室内環境をつくる。
- ・感染症対策として、建築基準法上の必要換気量に対して十分な能力を持つ機械換気設備を導入し、常時適切な換気を行う。

○給排水衛生設備計画

- ・断水時のリスク分散のため、受水槽方式を採用する。
- ・既存校舎用の受水槽及び給水管が設置されているため、園舎建設に先立つ旧校舎解体工事に合わせて、これらの既存給水インフラの切り回しを計画的に実施し、敷地内の給水機能を再構築する。
- ・幼児用トイレは、年齢に応じたサイズの洋式便器を採用し、ドライ運用（乾式床）とする。感染症対策として、手洗い水栓や小便器洗浄は自動感知式（非接触型）とする。
- ・島内の下水道計画と整合を図り、グリース阻集器（厨房排水）などの前処理槽を適切に設置する。

○環境配慮

- ・建築物省エネ法に基づく「省エネ基準への適合義務」を確実に履行するとともに、公共施設として環境負荷低減を目指す。

第8章 今後の課題事項

本事業は、離島における公共施設整備であり、かつ将来的な小学校・公民館の複合化を見据えた先行プロジェクトであることから、各段階において特有の課題が想定される。以下にフェーズごとの主要な検討課題を示す。

(1) 基本設計・実施設計段階における課題

①コスト管理と資材調達計画

- ・離島での建設工事は、資材運搬費や作業員の渡航費・宿泊費等の「離島割増」が発生し、本土に比べて建築コストが高騰しやすい。また、フェリー輸送の制約により、長尺物や重量物の搬入が制限される。

②将来の複合施設との接続・整合性

- ・今回整備する保育所は、将来隣接地に建設される「小学校・公民館複合施設」と機能的・動線的に接続する必要があるが、複合施設の詳細は未定である。

③地盤条件と造成計画

- ・旧中学校跡地は高台にあるが、過去の造成による盛土部分や、既存建築物の構造物やインフラの埋設状況が不明確である。

(2) 施工段階における課題

①工事車両の通行と安全対策

- ・島内の道路は狭隘であり、大型工事車両の通行が困難な箇所が多い。また、観光客や地域住民の生活道路と工事ルートが重複する。

②気象条件による工程遅延リスク

- ・離島は強風等の影響を受けやすく、フェリー欠航による資材搬入の遅れや、荒天による作業中止が発生しやすい。特に冬場の季節風は工程に大きく影響する。

③騒音・振動対策（小学校・近隣への配慮）

- ・建設地は小学校に隣接しているため、工事中の騒音・振動が授業に支障をきたす恐れがある。

(3) 運営準備・維持管理段階における課題

①引越しと開園準備のスケジュール

- ・既存の保育所からの移転作業を、保育を中断せずに行う必要がある。

②地域とのルールづくり

- ・遊戯室等の地域開放を行う場合、利用方法、鍵の管理、清掃ルールなどを明確にしないとトラブルの原因となる。